第２次名護市都市計画マスタープラン

概要版

令和５年３月

名護市

目　次

第１章 はじめに 1

1　計画の目的、位置づけ 1
2　対象地域 1
3　目標年次 1
4　まちづくりの基本理念 1
5　将来都市像 1
6　都市づくりの目標（基本方針） 2
7　将来都市構造 3

第２章 全体構想 4

1　土地利用の方針 4
2　道路・交通の方針 5
3　水とみどりの整備方針 6
4　その他の都市施設の方針 7
5　自然環境の保全・活用の方針 8
6　景観形成の方針 9
7　安全安心まちづくりの方針 10
8　福祉のまちづくりの方針 11

第３章 地域別構想 12

1　地域区分の設定 12
2　市街地地域 13
3　瀬喜田地域 16
4　屋部地域 18
5　羽地地域 21
6　屋我地地域 23
7　東海岸地域 25
8　久辺地域 27

第４章 実現化方策編 29

1　地域別重点プロジェクト 29

第１章 はじめに

1 計画の目的、位置づけ

第２次名護市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」とします。）は、都市計画法第 18 条の２に基づき名護市が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、「第５次名護市総合計画」における将来像の実現を目指し、土地利用や都市基盤の整備など都市計画やまちづくりの分野において、その基本的な方針を示すものです。また、本計画は、名護市の都市計画を実施していく上での根拠となるものです。

なお、本計画は、「第５次名護市総合計画」の基本構想並びに沖縄県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めるものとされています。

2 対象地域

本計画の対象地域は、名護市全域とします。

3 目標年次

長期的な視野に立ち、本計画は令和５年（2023 年）から概ね 20 年後の令和 24 年（2042 年）を目標年次とします。

ただし、土地利用や都市計画に関する様々な情勢の変化、市民のまちづくりに関する意向の変化等を考慮しながら、適宜、見直しを行うこととします。

4 まちづくりの基本理念

名護市の最上位計画である「第５次名護市総合計画」では、まちづくりのテーマを「つなぎ、創る・しなやかな未来」とし、「共生」・「自治」・「協働」の３つの理念を持って取り組むとしており、本計画においても、「第５次名護市総合計画」の基本理念を踏襲します。

＜基本理念＞

【共生】人、自然、地域が共に手を取りあうまち
【自治】わたしがわたしらしく輝きはばたけるまち
【協働】様々な領域を越えて集まり大きく響きあうまち

5 将来都市像

見直し後の都市計画マスタープランの将来都市像を、次のように定めます。

豊かな自然と魅力ある都市が調和した
しなやかで持続可能なまち・名護

6 都市づくりの目標（基本方針）

6－1 都市計画マスタープラン改定のポイント

まちづくりの基本的な課題（都市計画マスタープランの改定のポイント）は以下の通りです。

改定ポイント①　北部圏域の中核都市として、広域的視点をもった
【コンパクト＋ネットワーク】の都市構造の再構築
改定ポイント②　観光振興とまちづくりの連携強化
改定ポイント③　環境に配慮した安全に安心して生活できる環境整形
改定ポイント④　多様な主体との協働による地域づくり

6－2 基本方針

都市計画マスタープラン改定のポイントを踏まえ、以下を都市づくりの目標（基本方針）として設定します。

**豊かな自然と魅力ある都市が調和した
しなやかで持続可能なまち・名護**

基本方針１【都市構造】
【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と
地域の特性を活かしたまちづくり

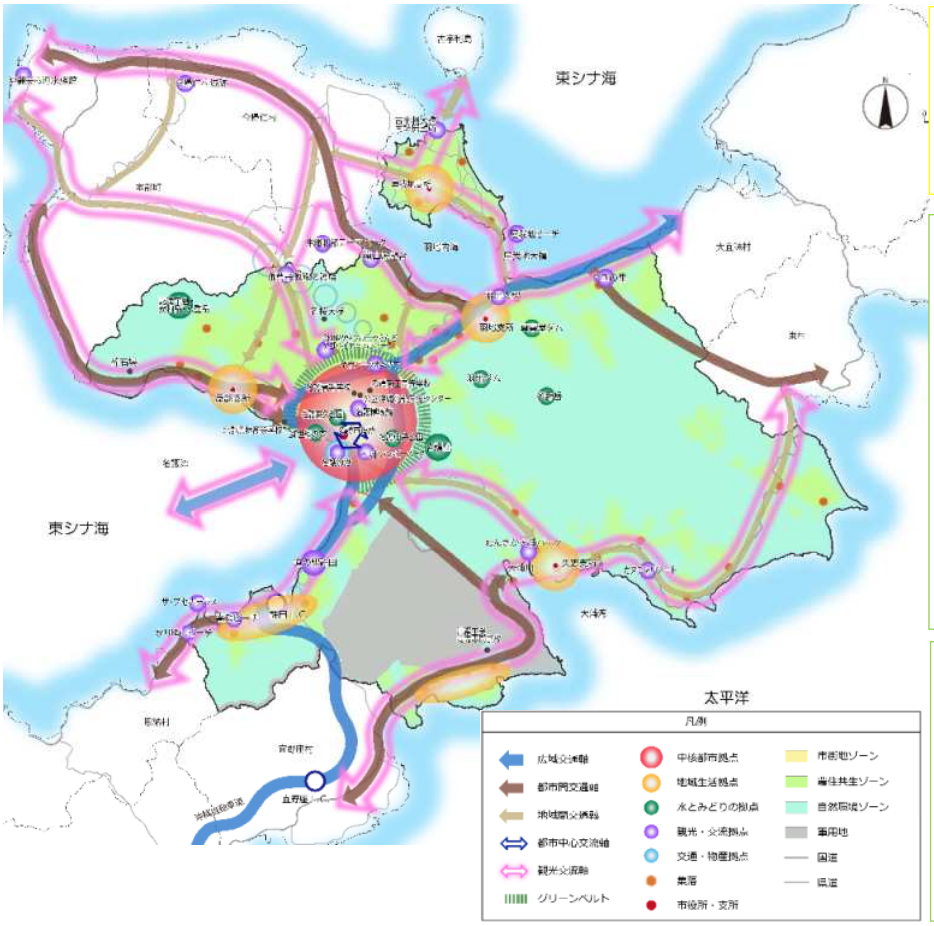
基本方針２【産業・観光】
新しい時代の小さな世界都市を目指した
魅力ある観光まちづくり

基本方針３【自然・環境】
やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり

基本方針４【安全安心】
安全に安心して住み続けることができるまちづくり

基本方針５【地域コミュニティ】
地域コミュニティを継承するまちづくり

7 将来都市構造



市街地ゾーン
・市中心部の主に都市活動を行う区域
・北部圏域の中核都市としての役割を担う

農住共生ゾーン
・地域の都市活動を行う区域、田園・里山との共存を図る区域、農業生産の促進を図る区域
・地域生活拠点を核として、必要な都市機能の配置等と周辺の自然との調和に配慮し、快適でゆとりのある居住の場
・優良農地を保全し、農業生産地の役割を担う

自然環境ゾーン
・やんばるの自然環境の保全を目的とした区域
・名護市を代表する自然環境の保全を促進し、市民および観光客のレクリエーションの場としての役割を担う

生活圏における拠点

【中核都市拠点】
・広域的な圏域を持つ行政、商業・業務、医療、教育等の様々なサービス機能や歴史・文化など観光・交流資源等が集積した北部圏域の中核都市としての役割を担う
・北部圏域全体の活力をけん引する拠点として、様々な都市機能が集積するコンパクトな市街地形成を目指す

【地域生活拠点】
・身近な生活需要に対応した、地域生活の中心の場としての役割を担う
・行政、公共交通、近隣商業等の身近な生活サービス機能の集積、地域特性の活用により地域生活拠点の再生を図り、周辺の集落での生活も支える地域生活の中心の場の形成を目指す

◆交通軸◆
【広域交通軸】広域的な交流を促す役割
【都市間交通軸】名護市と周辺自治体の交流を促す役割
【地域間交通軸】中核都市拠点、地域拠点を結び付け、日常生活の利便性を高める役割

地域の特徴をあらわす拠点

【観光・交流拠点】
・県内外からの来訪者への観光情報発信・交流の場としての役割を担う
・北部圏域観光の周遊起点として、観光情報提供をはじめ地域内外の観光交流を促す場づくり等、市内の観光発展による地域振興を目指す

【交通・物産拠点】
・名護市へアクセスする、各種バス、高速船の高速交通体系の結節点
・高速交通体系の結節点の強化とともに、中心市街地との近接性を踏まえ、名護漁港と中心市街地とを一体とした拠点形成により、市内産業振興を目指す

【水とみどりの拠点】
・人と緑が触れ合う拠点
・緑豊かな自然環境の保全を促進し、市民や来訪者のレクリエーションの場としての活用を図るなど、拠点となる緑の形成を目指す

◆交流軸◆
【都市中心交流軸】名護漁港と中心市街地を連絡し、中心市街地の活性化を図る
【観光交流軸】観光資源をネットワークした本市の観光振興の主軸としての役割

第２章 全体構想

1 土地利用の方針

■基本方針

◆豊かな自然環境との共生を前提とした土地利用の推進

◆北部圏域の中核都市として安全で魅力ある中心市街地の再生と、
用途地域外縁部での適切な土地利用コントロールによるコンパクトな市街地形成

◆周辺地域における住み続けられる地域生活拠点の形成

＜新たな観点＞

〇低未利用地の有効活用（中心市街地、地域生活拠点）

〇用途白地地域での土地利用コントロールの検討

〇拠点整備の方針追加（交通基盤と一体的な面的整備検討、ウォーカブルな空間づくり、名護湾沿岸構想の推進、デジタル技術を活用したまちづくりの推進　など）

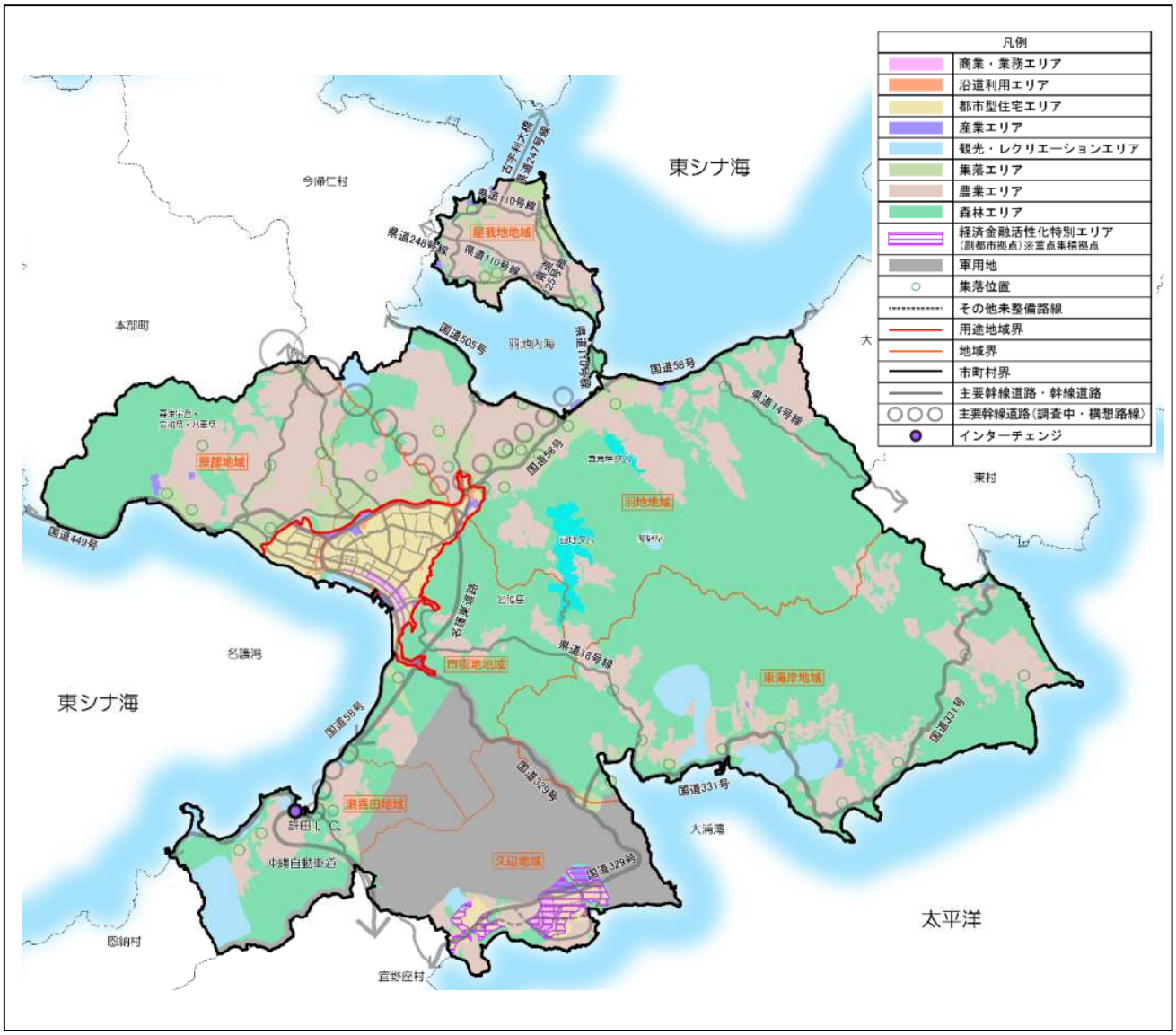


図　土地利用方針図

2 道路・交通の方針

■基本方針

◆計画的な道路ネットワークの形成

✓　名護東道路の延伸、道路機能の維持管理・改善推進　など

◆誰もが利用しやすい交通ネットワークの形成

✓　鉄軌道駅整備を視野に入れた交通結節点整備、ICT 等新技術活用による新たな交通サービス展開、市民・観光客にも利用しやすい円滑な交通体系確保　など

◆道路環境の質の向上と計画的な維持管理

✓　歩道空間のバリアフリー化、自転車交通環境の向上　など

＜新たな観点＞

〇名護東道路の延伸

〇名護漁港の鉄軌道駅整備を視野に入れた交通結節点整備　など

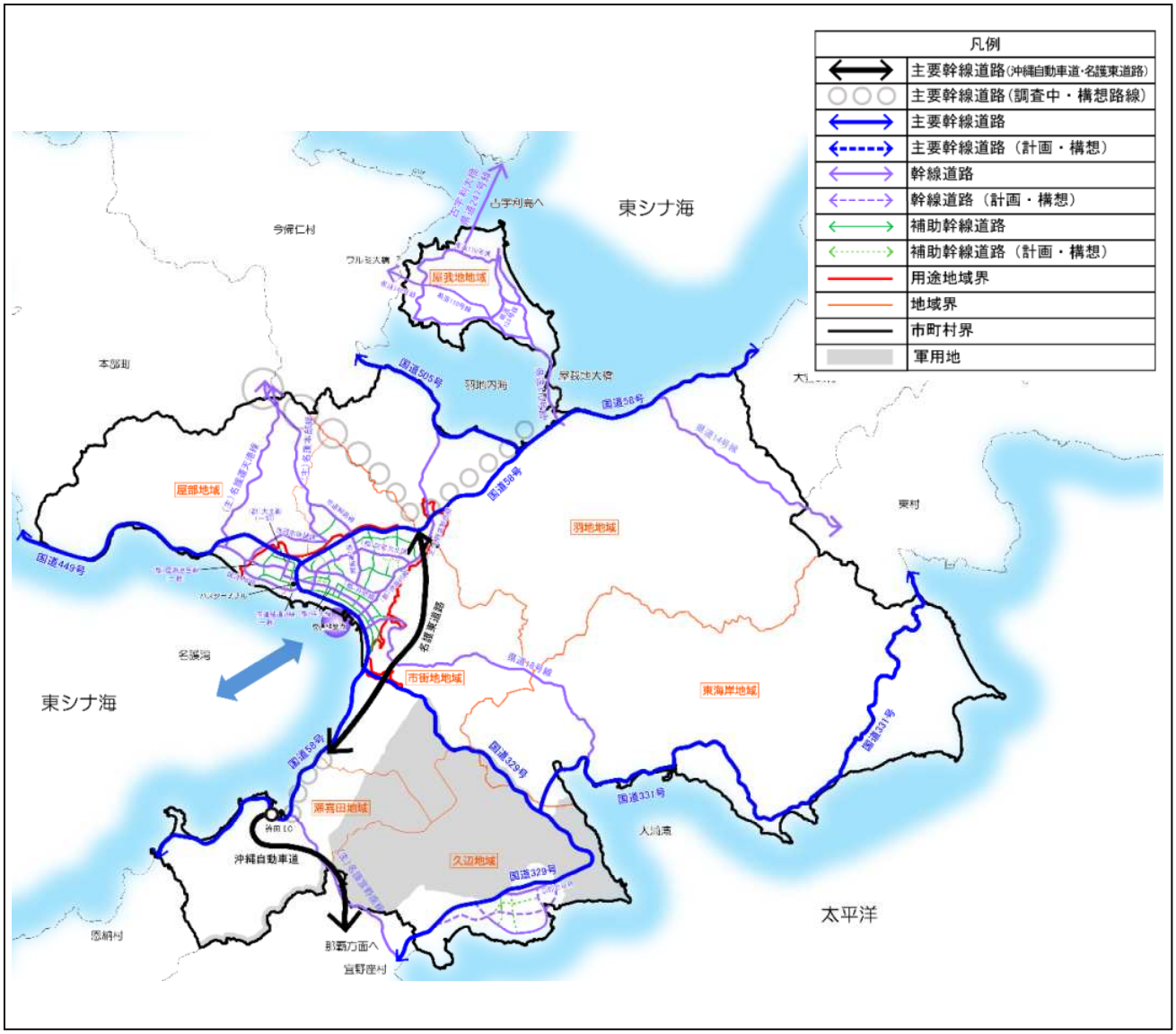


図　道路・交通方針図

3 水とみどりの整備方針

■基本方針

◆拠点となるみどりの整備、身近なみどりの整備や計画的な維持管理

✓ 21 世紀の森公園などの市を代表する公園、各地域の拠点となる公園等のリニューアル検討　など

◆緑地などのみどりに求められる多様な機能に対応する質の向上

✓ みどりの機能の一つとなる「安全・安心の拠点となる公園」を設定、機能充実を推進　など

◆官民連携によるみどりの維持管理や創造の取組の促進

✓ 多様な主体と連携した創造方法の検討　など

＜新たな観点＞

○「安全・安心の拠点となる公園」の観点の追加

○官民連携によるみどりの維持管理、創造検討の追加

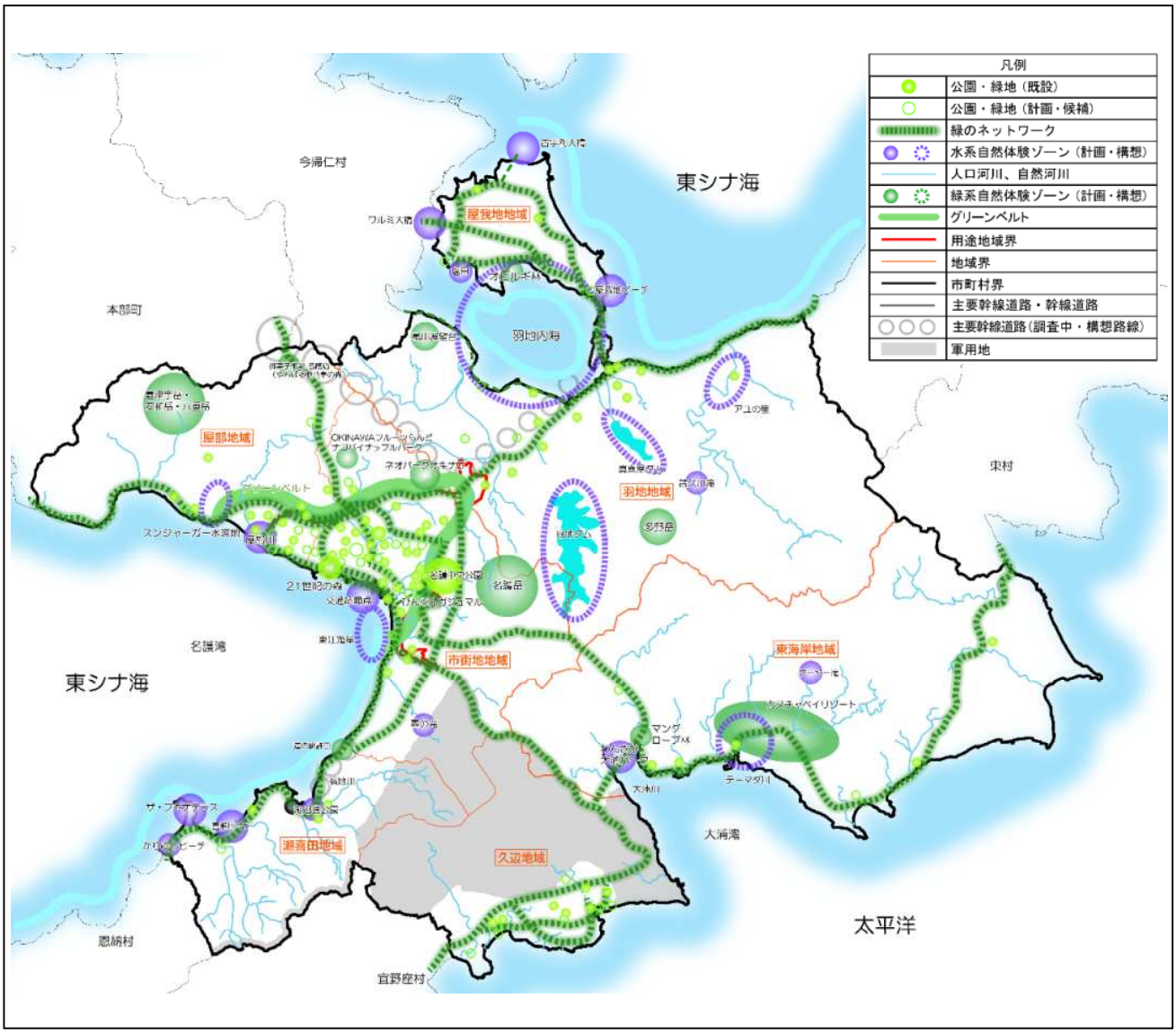


図　水とみどりの方針図

4 その他の都市施設の方針

■基本方針

◆安全で安心できる上下水道施設の整備更新

✓　上下水施設の計画的更新・耐震化、地域に応じた生活排水対策の推進　など

◆地域活性化に資する公共施設の更新および跡地活用の推進

✓　公共施設の計画的更新・拠点での集約整備、地域住民を交えた地域活性化に資する跡地活用等の検討推進　など

＜新たな観点＞

〇安全・安心の観点の追加（上水道の耐震化）

〇跡地活用の観点「北部圏域の中核都市」としての広域的役割を踏まえることを明記

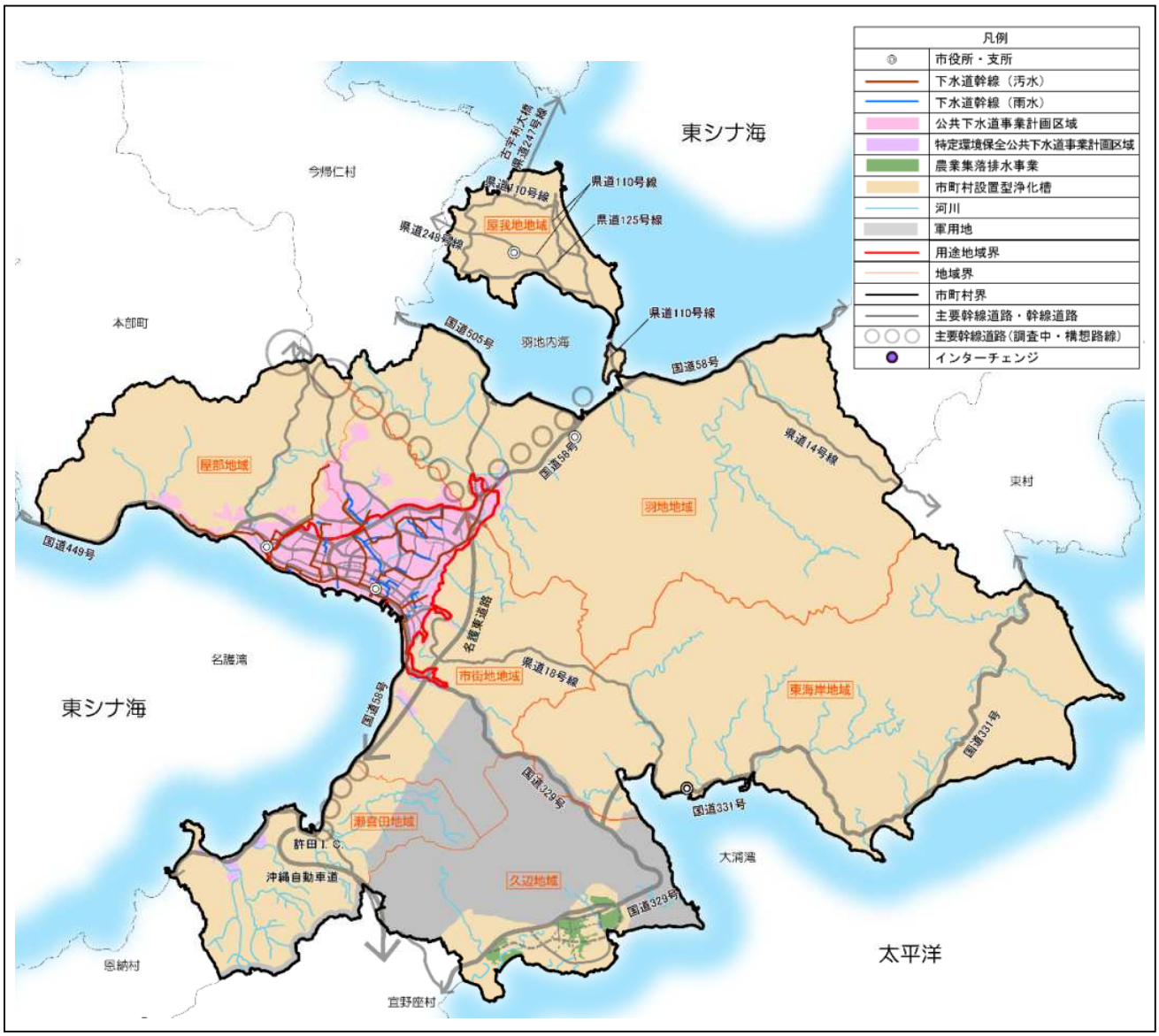


図　その他の公共施設の方針図

5 自然環境の保全・活用の方針

■基本方針

◆森林地域をはじめとした美しく豊かな自然環境の保全

✓　世界自然遺産に指定されたやんばるの森の玄関口として広がる森林は、原則的に保全　など

◆亜熱帯特有の自然環境の観光・レクリエーション・環境学習の場としての活用促進

✓　環境を活かした自然体験ゾーン、観光・レクリエーションの場の形成を図り、SDGs などの環境学習の場としての活用促進　など

＜新たな観点＞

〇風致地区の維持

〇自然環境の防災機能の維持・強化

〇環境学習の場としての活用　など

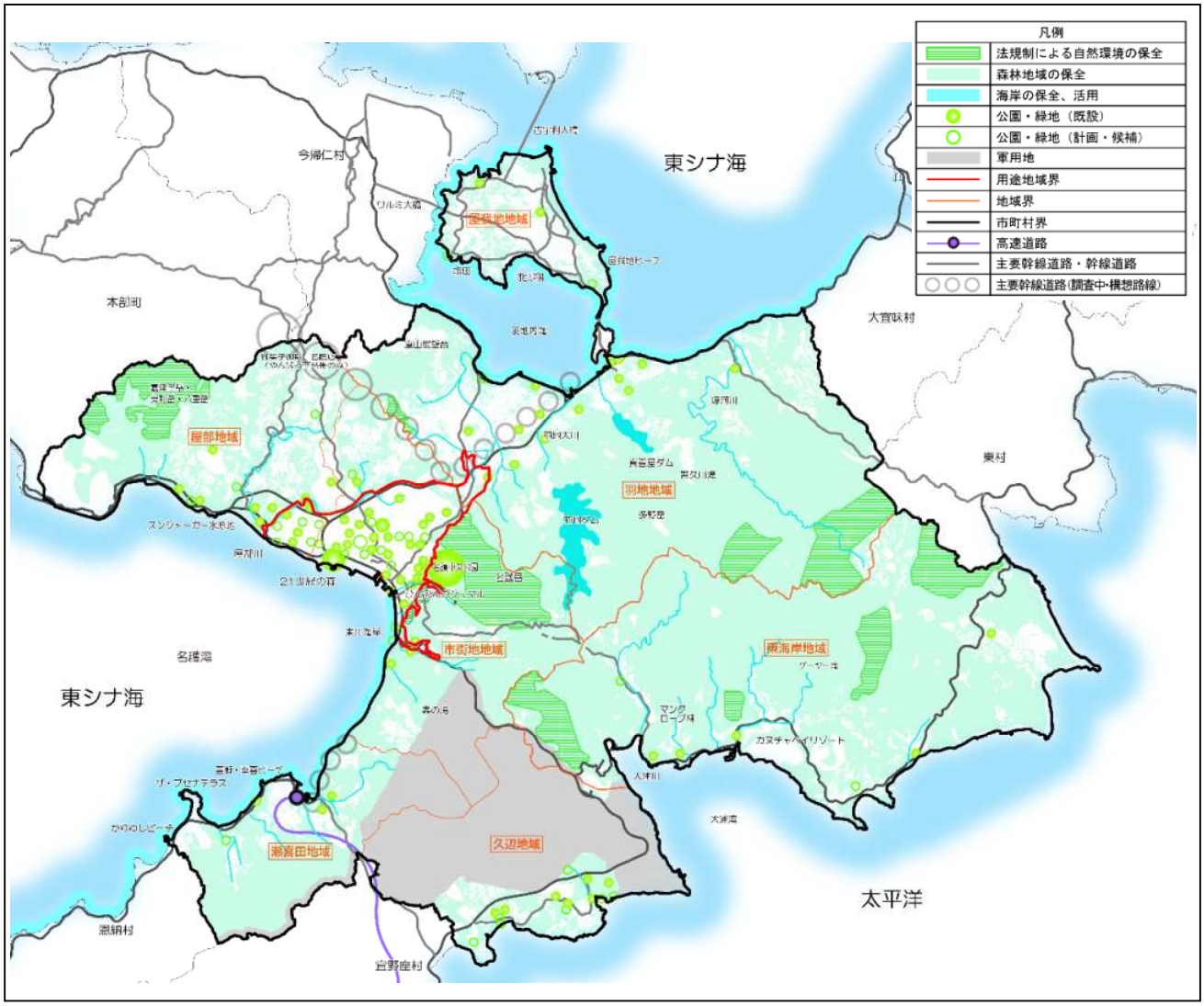


図　自然環境方針図

6 景観形成の方針

■基本方針

◆名護市の山紫水明の特徴ある自然地形を活かした景観まちづくり　【自然景観】

✓　名護市の特徴ある自然景観を守り、育て、活かした景観まちづくりを推進

◆多彩な歴史的・文化的資源を活かした景観まちづくり　【歴史的・文化的景観】

✓　各地域のまつりや行事などの歴史的・文化的な資源を守り、育て、活かした景観まちづくりを推進

◆自然と調和する市街地景観まちづくり　【市街地景観】

✓　北部圏域の中核都市として訪れる人を魅了する自然と調和した市街地景観をつくり、育てる景観まちづくりを推進

◆景観まちづくりの仕組みづくり

✓　市民協働による景観まちづくりの仕組みづくりを検討

＜新たな観点＞

〇景観計画を踏まえた取組の推進

〇継続的な景観形成の仕組みづくり　など

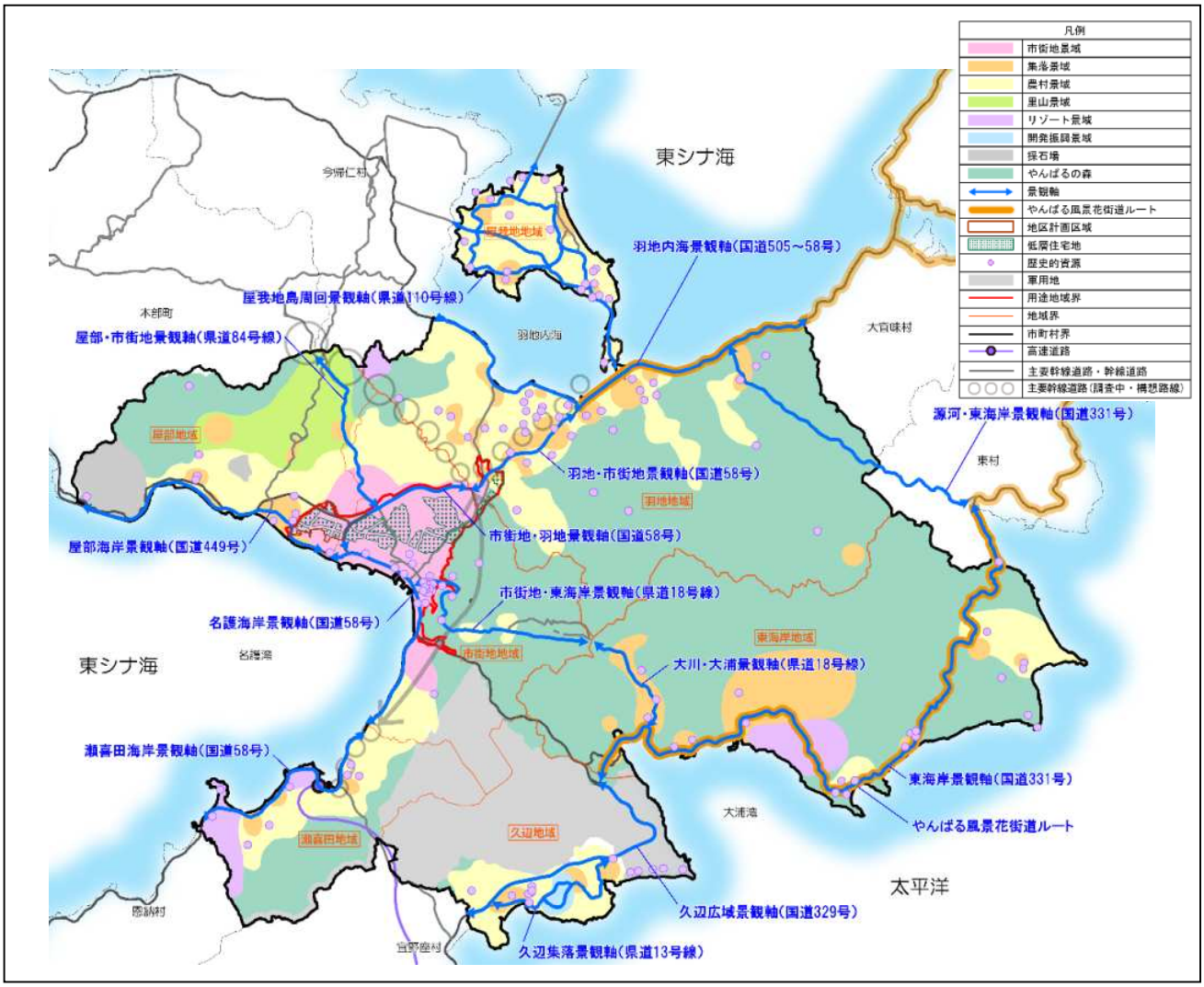


図　景観形成方針図

7 安全安心まちづくりの方針

■基本方針

◆災害に備えた強くしなやかな都市づくり

✓ 災害による被害を防ぐ「防災」、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本　など

◆地域防災力、防犯力の向上

✓ 地域コミュニティ活動により、市民と協働した防災・減災対策および防犯対策を実施　など

＜新たな観点＞

〇災害による被害を防ぐ「防災」、災害時の被害を最小化する「減災」

〇市民との協働、地域コミュニティの推進による地域防災力、防犯力の向上　など

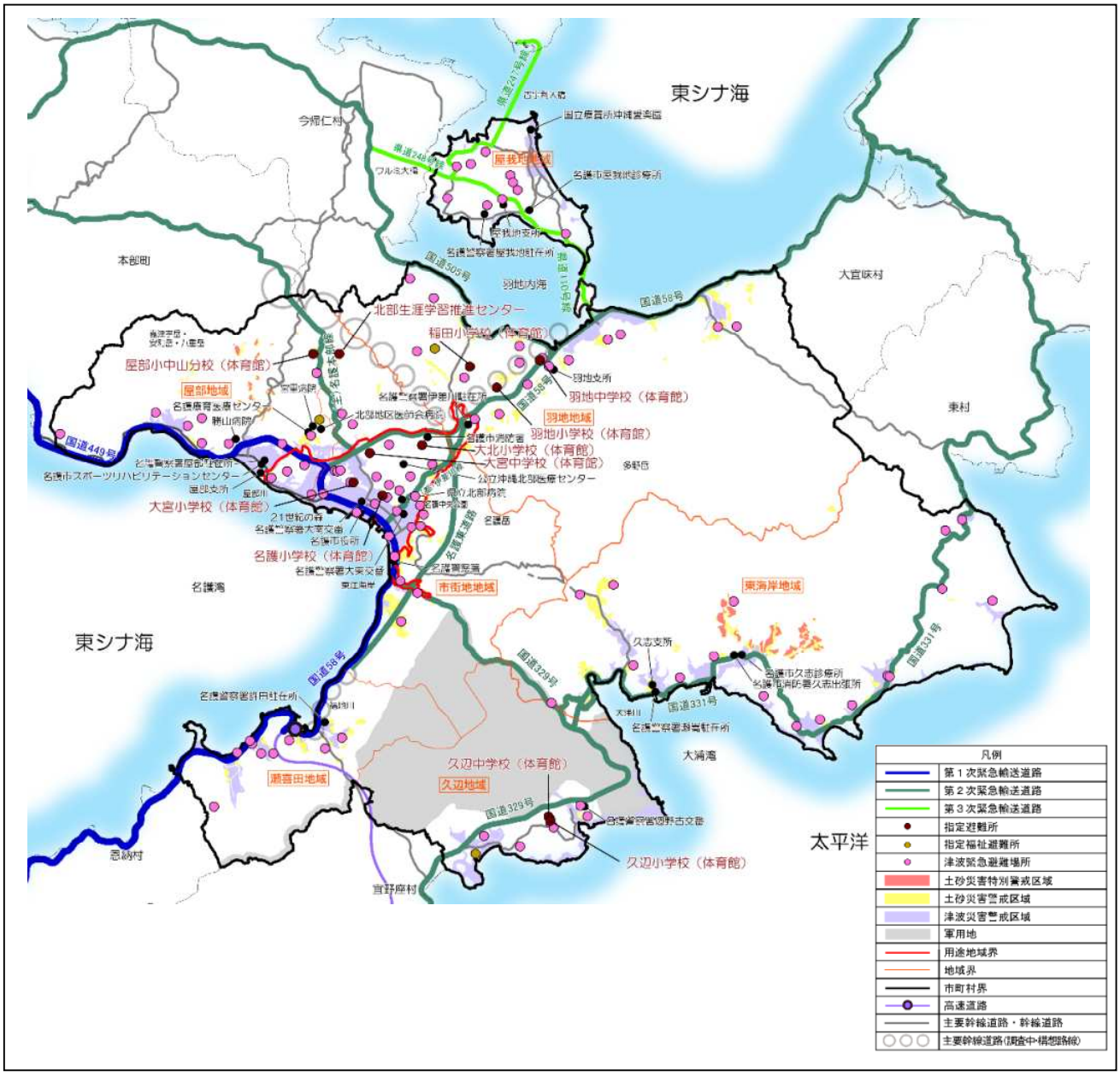


図　安全安心まちづくり方針図

8 福祉のまちづくりの方針

■基本方針

◆誰もが生活しやすい環境づくり

- ✓ ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設・環境の整備・改善
- ✓ 子どもたちを地域全体で支える環境づくり
- ✓ 高齢者や障がい者をはじめ誰もが外出しやすい環境づくり　など

＜新たな観点＞

○「公立沖縄北部医療センター」の整備及び利用しやすい周辺交通環境整備

○誰もが外出しやすい環境整備（公共交通、歩行空間の整備等）

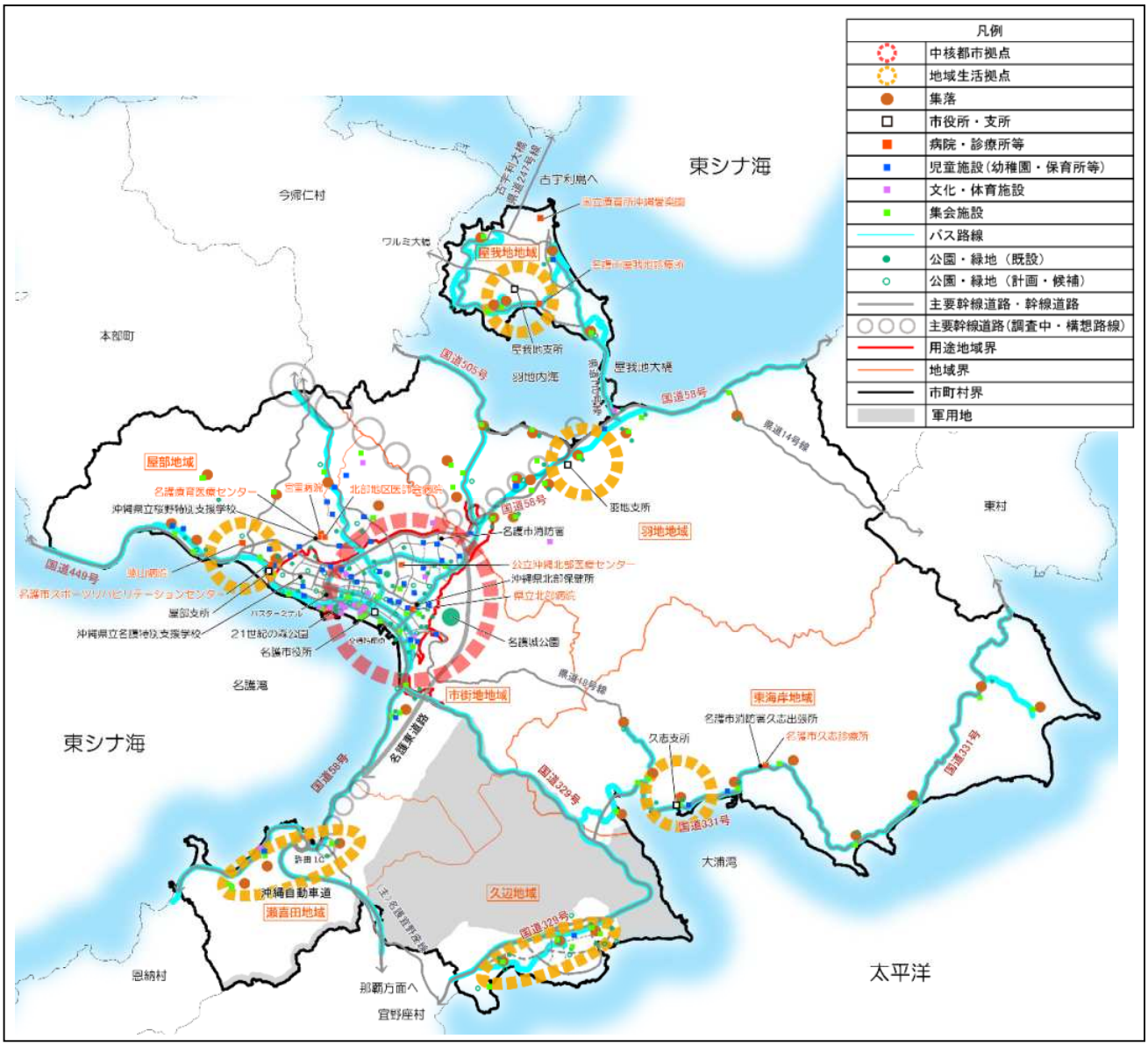


図　福祉のまちづくり方針図

第３章 地域別構想

1 地域区分の設定

■地域区分の考え方

- ◆ 身近な小学校区を単位とした 17 の「住区」を考慮することが望ましいといえます。
- ◆ 第５次名護市総合計画で示される５つの地域区分（名護、屋部、羽地、屋我地、久志）など、地域的なまとまりやわかりやすさも考慮する必要があります。
- ◆ 以上を踏まえ、名護地域については、国際的・海洋リゾート地を形成する瀬喜田を独立させ２つの地域に、久志地域については、地域特性が異なる久辺地域を独立させ２つの地域に、屋部、羽地、屋我地地域はそのまま用いることにより、７つの地域に区分します。



図　地域区分図（括弧は小学校区名）

表　地域区分

名称案	住区（自治区）	備考
①市街地地域	名護（港、大南、大中、大西） 大北（大北） 大宮（宮里、為又） 東江（城、大東、東江、世冨慶、数久田）	本庁、 名護湾地域
②瀬喜田地域	瀬喜田（喜瀬、幸喜、許田）	本庁、 名護湾地域
③屋部地域	屋部（屋部、中山、宇茂佐、旭川） 安和（安和、山入端、勝山）	屋部支所、 名護湾地域
④羽地地域	羽地（伊差川、親川、振慶名、仲尾、田井等、山田、川上） 稲田（我部祖河、古我知、呉我、内原） 真喜屋（仲尾次、真喜屋、稲嶺） 源河（源河）	羽地支所、 羽地内海地域
⑤屋我地地域	屋我地（饒平名、我部、運天原、屋我、済井出）	屋我地支所、 羽地内海地域
⑥東海岸地域	久志（瀬嵩、大浦、大川、二見） 汀原（汀間、三原） 嘉陽（嘉陽、安部） 天仁屋（天仁屋、底仁屋）	久志支所、 東海岸地域
⑦久辺地域	久辺（久志、豊原、辺野古）	久志支所、 東海岸地域

2 市街地地域

2－1 市街地地域の概要

◆ 市街地地域は、名護市の中心に位置し、西側に名護湾を臨み、東南部の丘陵地には世界自然遺産に指定されたやんばるの森へつながる森林が広がっています。

◆ 国道58号が名護湾沿岸部から市街地を取り囲むように走っており、その内側には北部圏域の中核都市として、古くから都市機能が集積し、多くの人が集まる密度の高い市街地が形成されています。



2－2 本市における市街地地域の位置づけ及び将来像

2-2-1 地域の位置づけ

名護市だけでなく北部圏域全体の活力をけん引していく役割

2-2-2 地域の将来像

賑わいと多様性のあるまちなかの魅力と
快適で利便性の高い暮らしが共存した持続可能な北部圏域の中核都市の中心

2－3 都市づくりの目標にあわせた展開方針

都市づくりの目標に合わせた本地域での展開内容を以下に整理します。

都市づくりの目標（基本方針）	本地域での展開
基本方針１【都市構造】 コンパクト+ネットワークによる都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり	● 都市機能の集積維持による中核都市拠点の形成 ● 名護湾沿岸基本構想の推進による中心市街地の再生（ウォーカブルな空間づくり）、交通結節機能の強化、新たな観光・交流拠点の形成 ● スマートシティ名護の推進
基本方針２【産業・観光】 新しい時代の小さな世界都市を目指した魅力ある観光まちづくり	● 来訪者を惹きつける名護湾沿岸の空間づくり ● 中心市街地の再生（ウォーカブルな空間づくり）
基本方針３【自然・環境】 やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり	● 市街地を取り囲む自然環境の保全（九年又風致地区、陳ケ森風致地区及び東江風致地区の適切な維持・保全） ● 21 世紀の森公園から東江海岸までの名護湾沿岸の海浜空間の魅力向上を図る取組推進
基本方針４【安全安心】 安全に安心して住み続けることができるまちづくり	● 災害対策の推進（避難所、避難路等の検討） ● 公立沖縄北部医療センターの早期整備
基本方針５【地域コミュニティ】 地域コミュニティを継承するまちづくり	● 地域活動の推進による地域コミュニティの維持・地域防災力の向上

2－4 市街地地域の整備方針

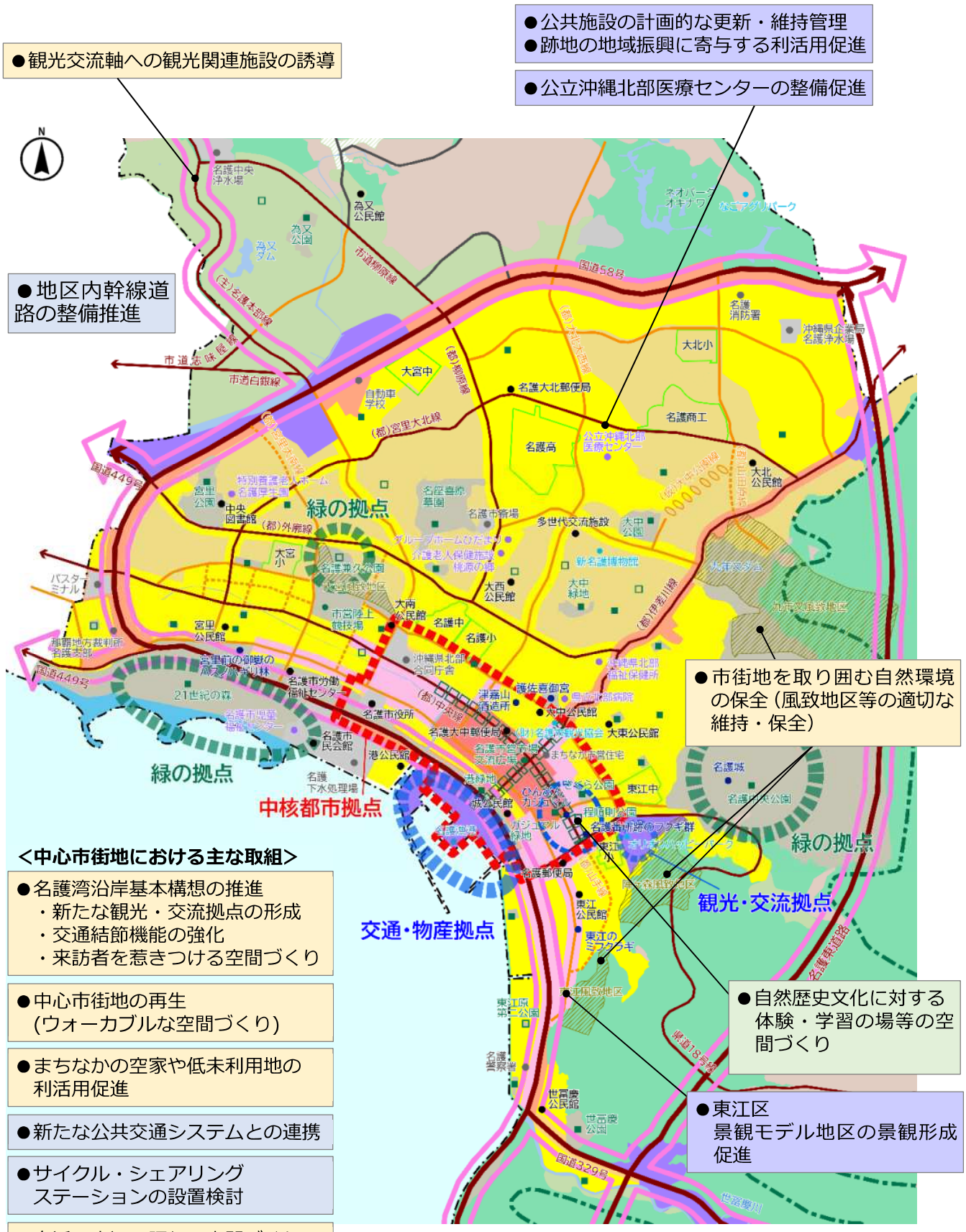


図　市街地地域の整備方針図（市街地拡大）

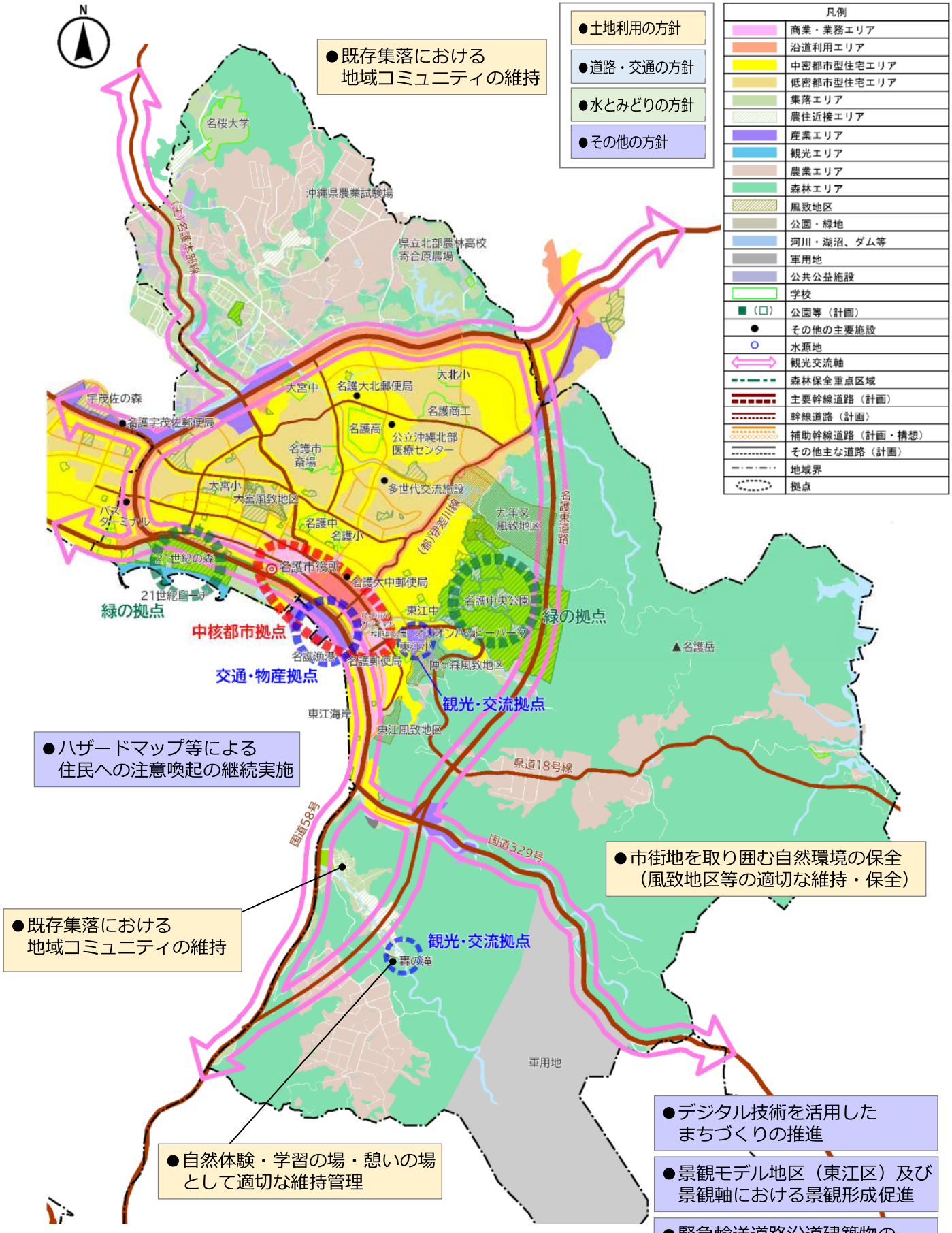
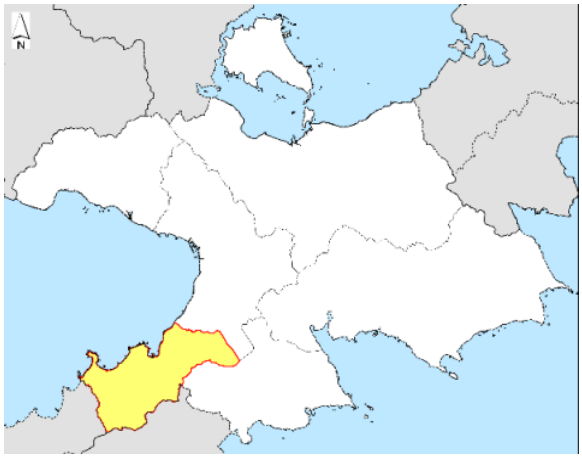


図　市街地地域の整備方針図

3 瀬喜田地域

3－1 瀬喜田地域の概要

- ◆ 名護市の南部に位置し、沖縄自動車道の終点である許田 I.C 及び道の駅許田の存在により、北部圏域の観光の玄関口となっています。
- ◆ 美しい海岸を有し、リゾートホテル等が多く立地する国際的な観光地を形成しています。
- ◆ 西に名護湾を臨み、東には丘陵地が迫っていることから比較的平地が少なく、農地と樹林地が大半を占め、河川沿いの低地に喜瀬、幸喜、許田の集落が形成されています。



3－2 本市における瀬喜田地域の位置づけ及び将来像

3-2-1 地域の位置づけ

名護市及び北部圏域の玄関口として、来訪者へのおもてなしを展開する役割

3-2-2 地域の将来像

海洋リゾートと豊かな水とみどりを活かし、人々の交流を促進する北部圏域の玄関地域

3－3 都市づくりの目標にあわせた展開方針

都市づくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

都市づくりの目標（基本方針）	本地域での展開
基本方針１【都市構造】 【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり	● 地域での生活を維持していくために必要な生活利便施設（集会場・商業・公共交通）の維持・誘導 ● 市街地地域へのアクセス充実による利便性向上 ● 集落内の生活基盤整備（生活道路、生活排水対策） ● デジタル技術を活用したまちづくりの推進
基本方針２【産業・観光】 新しい時代の小さな世界都市を目指した魅力ある観光まちづくり	● 国際観光リゾート地としての維持・継続及びワーケーションなどの新たな展開促進 ● 道の駅許田における北部観光情報発信拠点の形成 ● 沖縄自動車道許田 IC と名護東道路の接続
基本方針３【自然・環境】 やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり	● 名護市の玄関口としてだけでなく、世界自然遺産に登録されたやんばるの森の玄関口として、守るべき自然を明確にし、後世へと継承 ● 沖縄海岸国定公園の環境保全及び活用 ● 景観重点地区【喜瀬区】の計画的な推進
基本方針４【安全安心】 安全に安心して住み続けることができるまちづくり	● 災害対策の推進（避難所、避難路等の検討） ● 道の駅許田の広域防災拠点としての整備促進
基本方針５【地域コミュニティ】 地域コミュニティを継承するまちづくり	● 地域活動の推進による地域コミュニティの維持・地域防災力の向上

３－４ 瀬喜田地域の整備方針

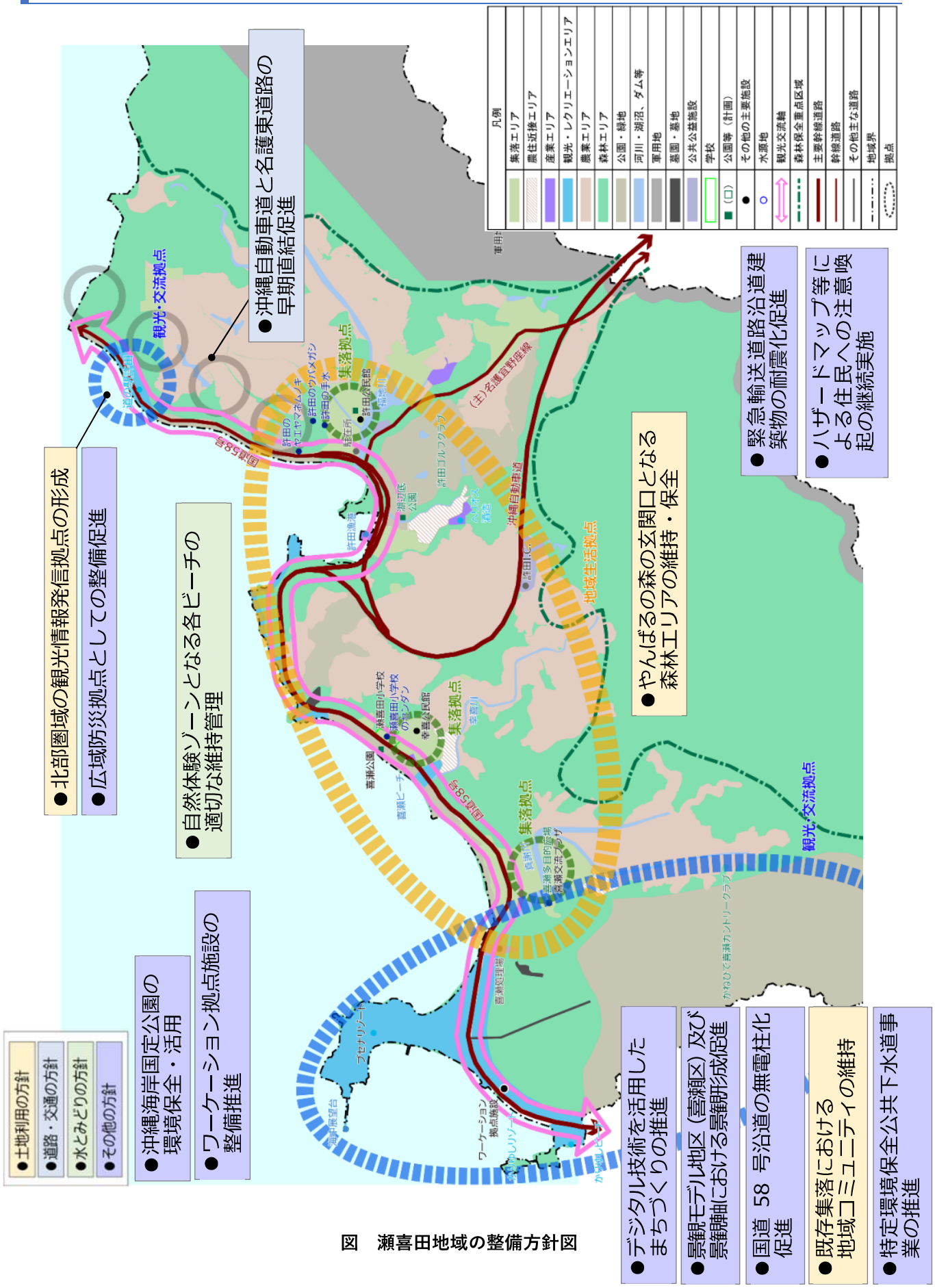


図　瀬喜田地域の整備方針図

4 屋部地域

4－1 屋部地域の概要

- ◆ 名護市の西部に位置し、東側の屋部地区と西側の安和地区により形成され、屋部地区の一部は用途地域を指定し土地区画整理事業を実施しています。
- ◆ 名護湾沿岸の国道 449 号沿いに集落が形成されており、北中腹にはシークヮーサー等の果樹栽培が行われている農地が広がっています。
- ◆ 北部の本部町との境界には自然環境保全地域に指定されている嘉津宇岳、安和岳、八重岳が位置し、石灰岩のカルスト地形であることから大規模な採掘がおこなわれています。



4－2 本市における屋部地域の位置づけ及び将来像

4-2-1 地域の位置づけ

農業生産からブランド化などへの発展を先導的に取り組む役割

4-2-2 地域の将来像

海と山に囲まれた、多様な暮らしを実現する地域

4－3 都市づくりの目標にあわせた展開方針

都市づくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

都市づくりの目標（基本方針）	本地域での展開
基本方針１【都市構造】 【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり	● 地域での生活を維持していくために必要な生活利便施設（医療・福祉・商業・公共交通）の維持・誘導 ● 集落内の生活基盤整備（生活道路、生活排水対策） ● デジタル技術を活用したまちづくりの推進
基本方針２【産業・観光】 新しい時代の小さな世界都市を目指した魅力ある観光まちづくり	● （主）名護本部線、国道 449 号の観光交流軸強化 ● シークヮーサーなど地域の特徴ある農業環境の維持保全・活性化 ● 採石場の景観修景 ● 景観モデル地区【勝山区】の計画的な推進
基本方針３【自然・環境】 やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり	● 世界自然遺産に登録されたやんばるの森の玄関口として、守るべき自然を明確にし、後世へと継承 ● 嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域に指定された豊かな自然を環境学習等の場としても活用 ● スンジャーガー水源地周辺の環境保全
基本方針４【安全安心】 安全に安心して住み続けることができるまちづくり	● 災害対策の推進（避難所、避難路等の検討）
基本方針５【地域コミュニティ】 地域コミュニティを継承するまちづくり	● 地域活動の推進による地域コミュニティの維持・地域防災力の向上

４－４ 屋部地域の整備方針

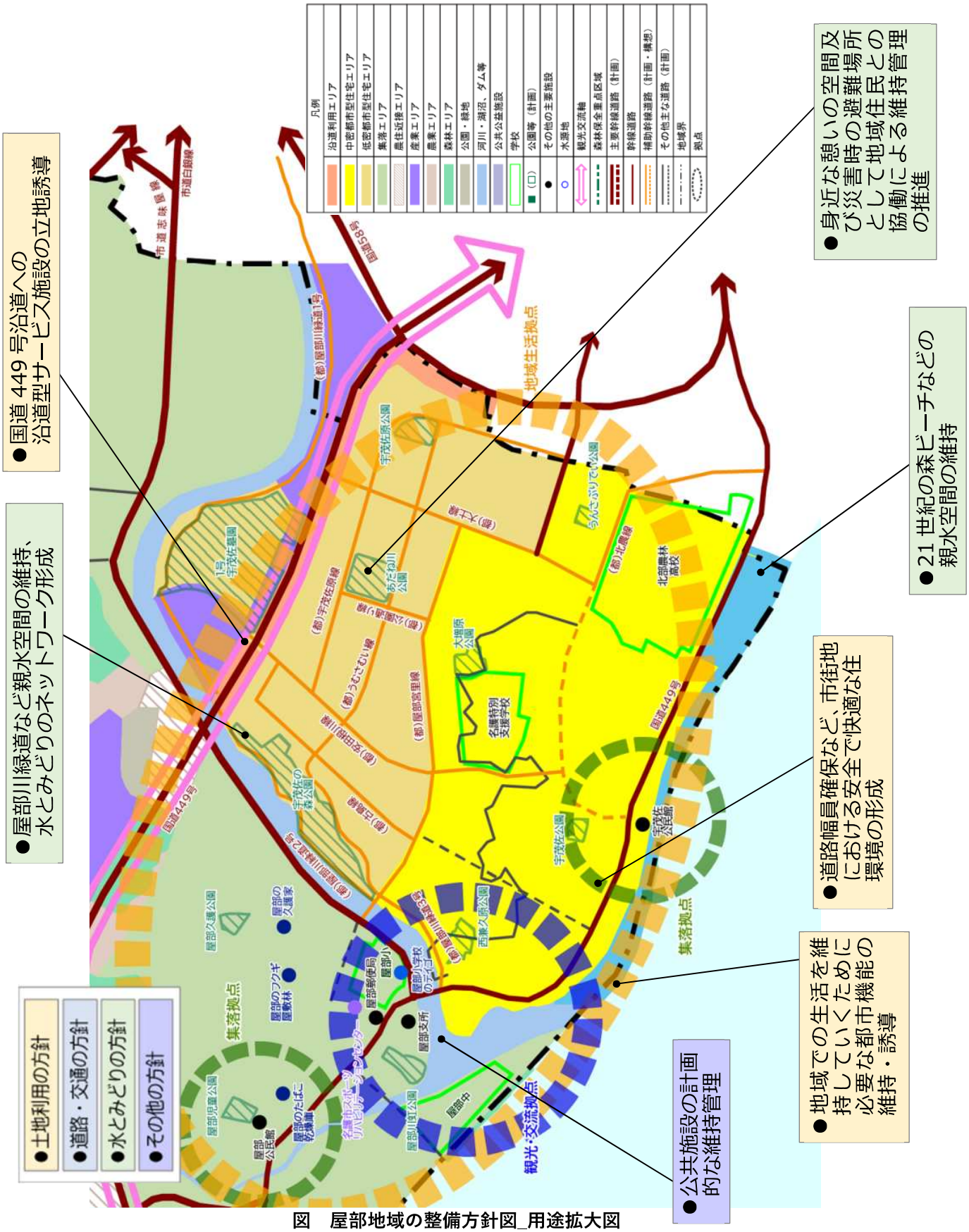


図　屋部地域の整備方針図_用途拡大図

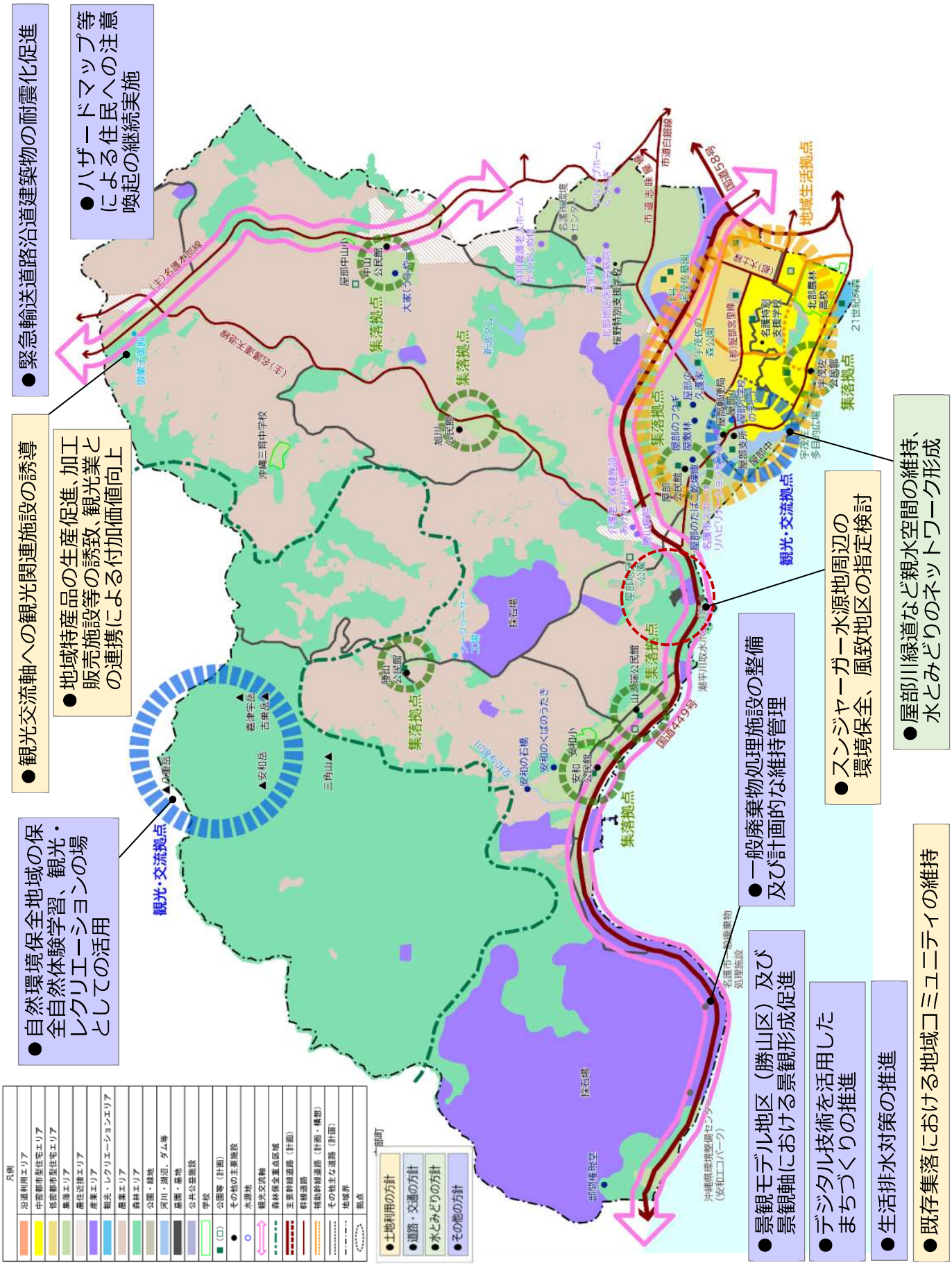


図　屋部地域の整備方針図

5 羽地地域

5－1 羽地地域の概要

- ◆ 名護市の北部に位置し、北側は羽地内海、南側は世界自然遺産に指定されたやんばるの森につながる森林に囲まれ、市内でも比較的まとまった田園（ターブク）が広がる自然的土地利用が９割の地域です。
- ◆ 地域南部の一部に用途地域を指定しています。
- ◆ 骨格道路となる国道 58 号、国道 505 号及び（主）名護宜野座線沿いに集落が点在し、稲田羽地、真喜屋の３つの小学校区により形成されています。



5－2 本市における羽地地域の位置づけ及び将来像

5-2-1 地域の位置づけ

本市の安定した農業生産地として地域を支える役割

5-2-2 地域の将来像

自然と農業を育む環境づくりと地域資源を活かした持続可能な地域

5－3 都市づくりの目標にあわせた展開方針

都市づくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

都市づくりの目標（基本方針）	本地域での展開
基本方針１【都市構造】 【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり	● 地域での生活を維持していくために必要な生活利便施設（医療・福祉・商業・公共交通）の維持・誘導 ● 集落内の生活基盤整備（生活道路、生活排水対策） ● 名護東道路の延伸による北部圏域と中南部圏域との広域連携強化 ● デジタル技術を活用したまちづくりの推進
基本方針２【産業・観光】 新しい時代の小さな世界都市を目指した魅力ある観光まちづくり	● 名護東道路の延伸による観光・交流軸強化 ● 羽地の駅の拡張による観光・交流拠点の強化（地域の交流拠点の形成） ● 特徴ある農業環境（水田）の維持保全・強化
基本方針３【自然・環境】 やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり	● 世界自然遺産に登録されたやんばるの森の玄関口として、守るべき自然を明確にし、後世へと継承 ● 沖縄海岸国定公園となる羽地内海の豊かな海洋環境の保全及び自然を環境学習等の場としても活用
基本方針４【安全安心】 安全に安心して住み続けることができるまちづくり	● 災害対策の推進（避難所、避難路等の検討）
基本方針５【地域コミュニティ】 地域コミュニティを継承するまちづくり	● 地域活動の推進による地域コミュニティの維持・地域防災力の向上

5－4 羽地地域の整備方針

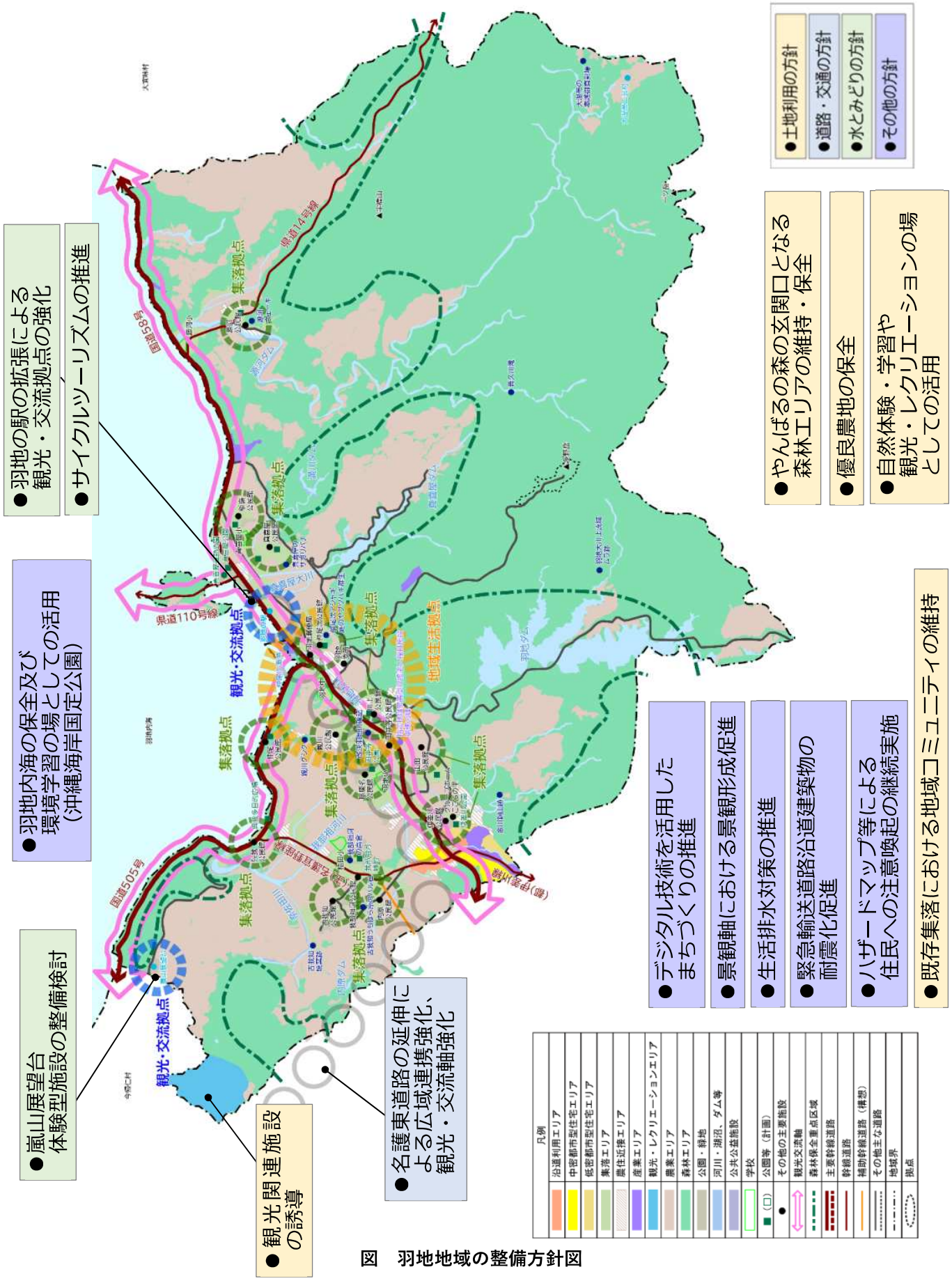


図　羽地地域の整備方針図

6 屋我地地域

6－1 屋我地地域の概要

◆ 名護市の北部、東シナ海と羽地内海の間に浮かぶ、全体が沖縄海岸国定公園に指定され、屋我地大橋、ワルミ大橋、古宇利大橋の３つの橋梁がかかる島です。
◆ 島を周回する県道 110 号線沿いに集落が形成されており、内陸部にはサトウキビやパイン等の広大な農地が広がっています。
◆ 橋梁の開通に伴い、近年は観光客の増加がみられます。



6－2 本市における屋我地地域の位置づけ及び将来像

6-2-1 地域の位置づけ

市全体の観光・交流を推進する役割

6-2-2 地域の将来像

豊かな自然資源と優れた営農環境があふれる農業観光の島

6－3 都市づくりの目標にあわせた展開方針

都市づくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

都市づくりの目標（基本方針）	本地域での展開
基本方針１【都市構造】 【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり	● 地域での生活を維持していくために必要な生活利便施設（医療・福祉・集会所）の維持・誘導 ● 集落内の生活基盤整備（生活道路、生活排水対策） ● 地域の足となるコミュニティバスの維持 ● デジタル技術を活用したまちづくりの推進
基本方針２【産業・観光】 新しい時代の小さな世界都市を目指した魅力ある観光まちづくり	● 遊休農地の解消 ● 観光・交流拠点の強化（地域の交流拠点の形成）
基本方針３【自然・環境】 やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり	● 国指定の鳥獣保護区に指定された豊かな自然環境の保全及び環境学習等の場としての活用 ● 沖縄海岸国定公園に指定された島内の美しい海岸線の保全
基本方針４【安全安心】 安全に安心して住み続けることができるまちづくり	● 災害対策の推進（避難所、避難路等の検討）
基本方針５【地域コミュニティ】 地域コミュニティを継承するまちづくり	● 地域活動の推進による地域コミュニティの維持・地域防災力の向上 ● 空家を活用した地域の賑わいづくり

6－4 屋我地域の整備方針

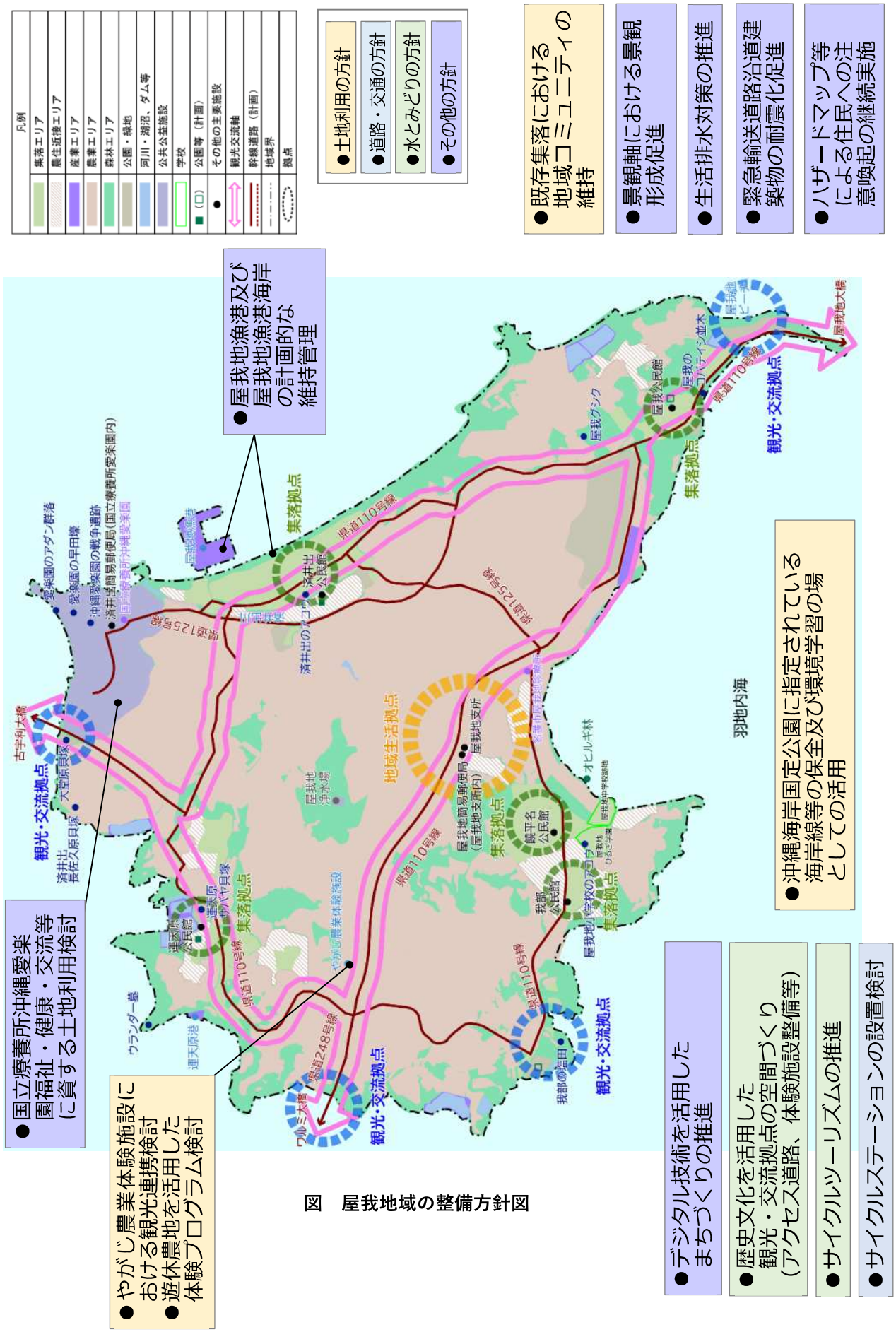


図　屋我地域の整備方針図

7 東海岸地域

7－1 東海岸地域の概要

◆ 名護市の東部に位置し、北部は世界自然遺産に指定されたやんばるの森につながる森林、南部は東シナ海に面しており、その間にある国道331号及び県道18号線沿線に10の集落が形成されています。

◆ 地域の大半が農地・山林を中心とした丘陵地であり、カヌチャ地区には体験・滞在型の観光施設が立地し、周辺にはマングローブロードの他、カヤックなど自然体験型レジャーを楽しめる場も整っています。



7－2 本市における東海岸地域の位置づけ及び将来像

7-2-1 地域の位置づけ

滞在型体験型の観光・交流拠点の形成により市全体の観光・交流を推進する役割

7-2-2 地域の将来像

二見以北10区の連携による顔の見えるコミュニティの再生と
心温まる体験・滞在を実現する地域

7－3 都市づくりの目標にあわせた展開方針

都市づくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

都市づくりの目標（基本方針）	本地域での展開
基本方針１【都市構造】 【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり	● 地域での生活を維持していくために必要な生活利便施設（医療・福祉・集会所・店舗）の維持・誘導 ● 市街地地域へのアクセス性充実による利便性向上/社会実験による取組促進 ● 集落内の生活基盤整備（生活道路、生活排水対策） ● デジタル技術を活用したまちづくりの推進
基本方針２【産業・観光】 新しい時代の小さな世界都市を目指した魅力ある観光まちづくり	● わんさか大浦パークの機能充実による観光・交流拠点の強化（地域の交流拠点の形成） ● カヌチャリゾートと地域との連携による観光まちづくりの推進
基本方針３【自然・環境】 やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり	● 世界自然遺産に登録されたやんばるの森の玄関口として、守るべき自然を明確にし、後世へと継承 ● 大浦川沿いのマングローブ林など、豊かな自然環境の保全及び自然を環境学習等の場としても活用
基本方針４【安全安心】 安全に安心して住み続けることができるまちづくり	● 災害対策の推進（避難所、避難路等の検討）
基本方針５【地域コミュニティ】 地域コミュニティを継承するまちづくり	● 地域活動の推進による地域コミュニティの維持・地域防災力の向上

7－4 東海岸地域の整備方針

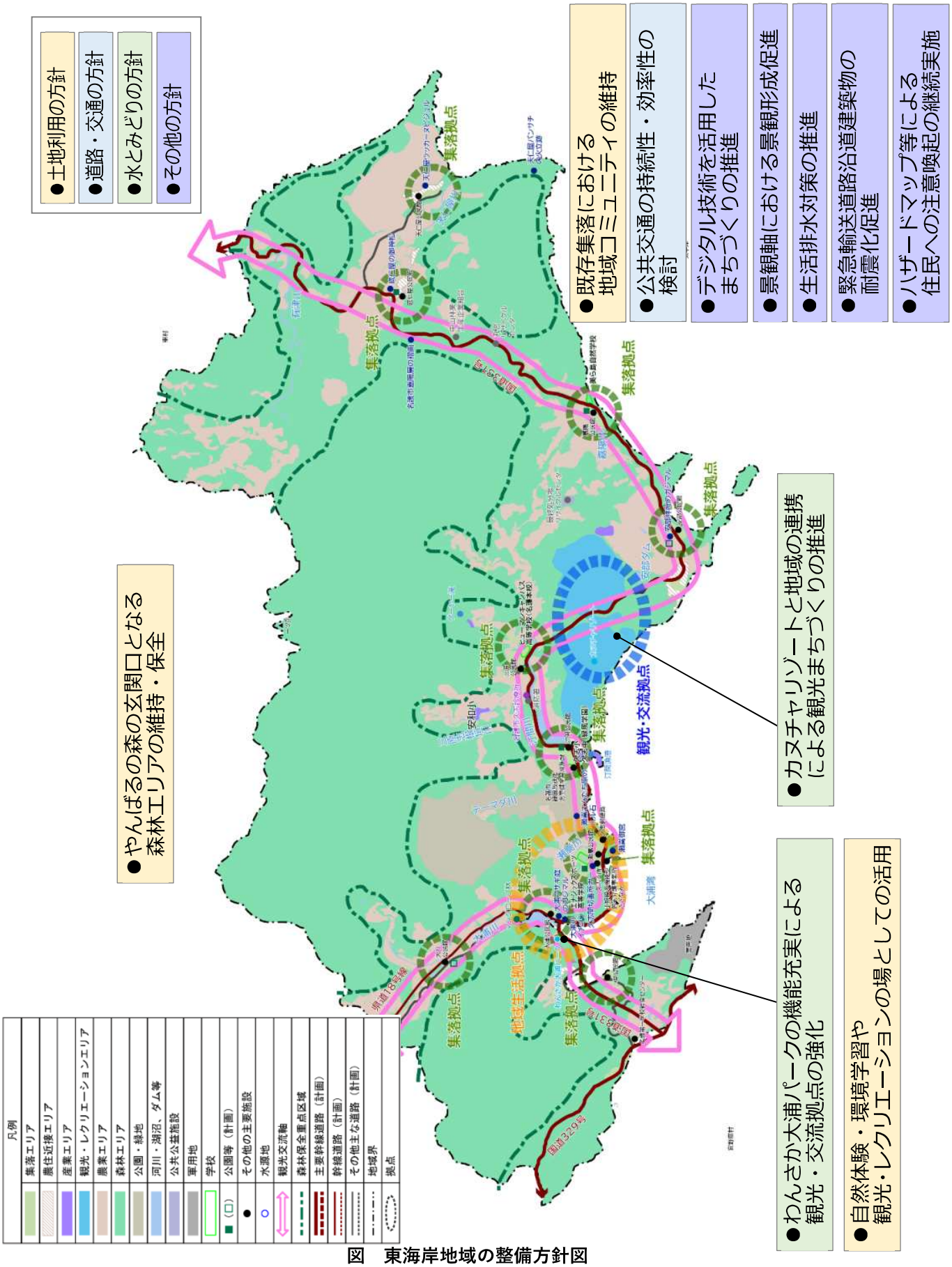


図　東海岸地域の整備方針図

8 久辺地域

8－1 久辺地域の概要

- ◆ 名護市の南部に位置し、地域の北東部は軍用地（キャンプシュワブ）が占めています。
- ◆ 国道 329 号が地域の中央を東西に横断し、南部の東シナ海との間に久志、豊原、辺野古の３つの集落が形成されています。
- ◆ 現在は、新たな都市機能の導入と住宅地づくり、生活基盤の整備、金融・情報、産業、教育・研究等の多岐にわたる企業立地等が進められています。



8－2 本市における久辺地域の位置づけ及び将来像

8-2-1 地域の位置づけ

産学官連携による雇用創出により市全体の経済活動の活性化の一翼を担う役割

8-2-2 将来像

産学官民連携による持続可能な地域づくり

8－3 都市づくりの目標にあわせた展開方針

都市づくりの目標にあわせた本地域での展開内容を以下に整理します。

都市づくりの目標（基本方針）	本地域での展開
基本方針１【都市構造】 【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり	● 地域での生活を維持していくために必要な生活利便施設（福祉・集会所・商業施設）の維持・誘導 ● 市街地地域へのアクセス性充実による利便性向上 ● デジタル技術を活用したまちづくりの推進
基本方針２【産業・観光】 新しい時代の小さな世界都市を目指した魅力ある観光まちづくり	● みらい館への企業誘致、沖縄工業高等専門学校はじめ産学官民連携による研究・地域雇用への展開
基本方針３【自然・環境】 やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり	● 沿岸部や地区内に残る緑地の保全・活用
基本方針４【安全安心】 安全に安心して住み続けることができるまちづくり	● 災害対策の推進（避難所、避難路等の検討）
基本方針５【地域コミュニティ】 地域コミュニティを継承するまちづくり	● 地域活動の推進による地域コミュニティの維持・地域防災力の向上

8－4 久辺地域の整備方針

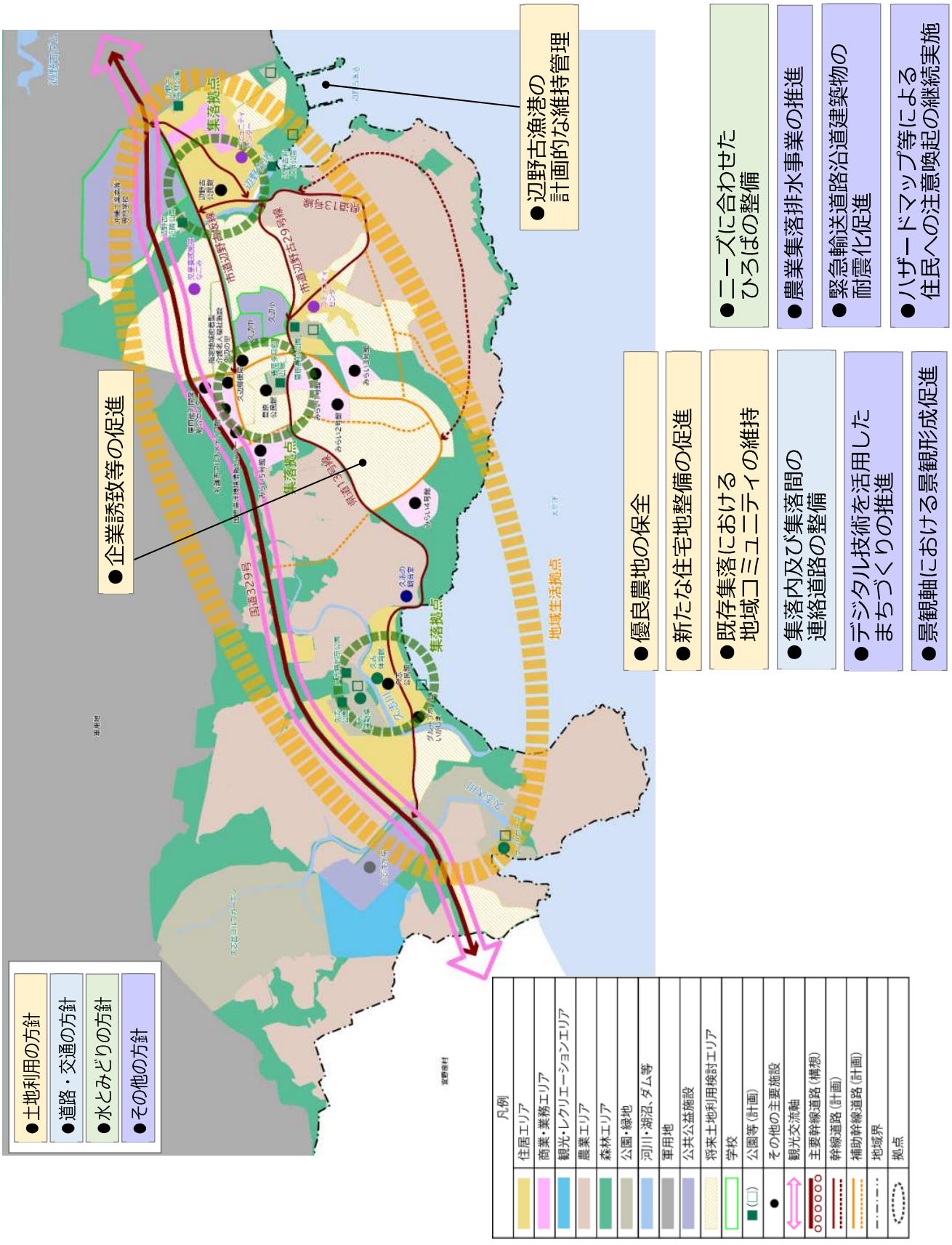


図　久辺地域の整備方針図

第４章 実現化方策編

1 地域別重点プロジェクト

本計画において、組織を横断的に跨いで重点的・優先的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」に位置づけます。主な重点プロジェクトは、地域別に分けて提示します。

1－1 市街地地域

名護市では、名護湾沿岸の魅力をいっそう高めることで、まちの賑わいを生み出し、市民の暮らしの魅力向上や滞在の促進、市街地の賑わい創出の起爆剤とすることを目指し、名護湾沿岸のまちづくりに取り組んでいます。

市街地地域では、この名護湾沿岸基本計画で示した「名護漁港周辺エリア」と「21 世紀の森公園周辺エリア」の２つのエリアについて重点プロジェクトとして位置付けます。

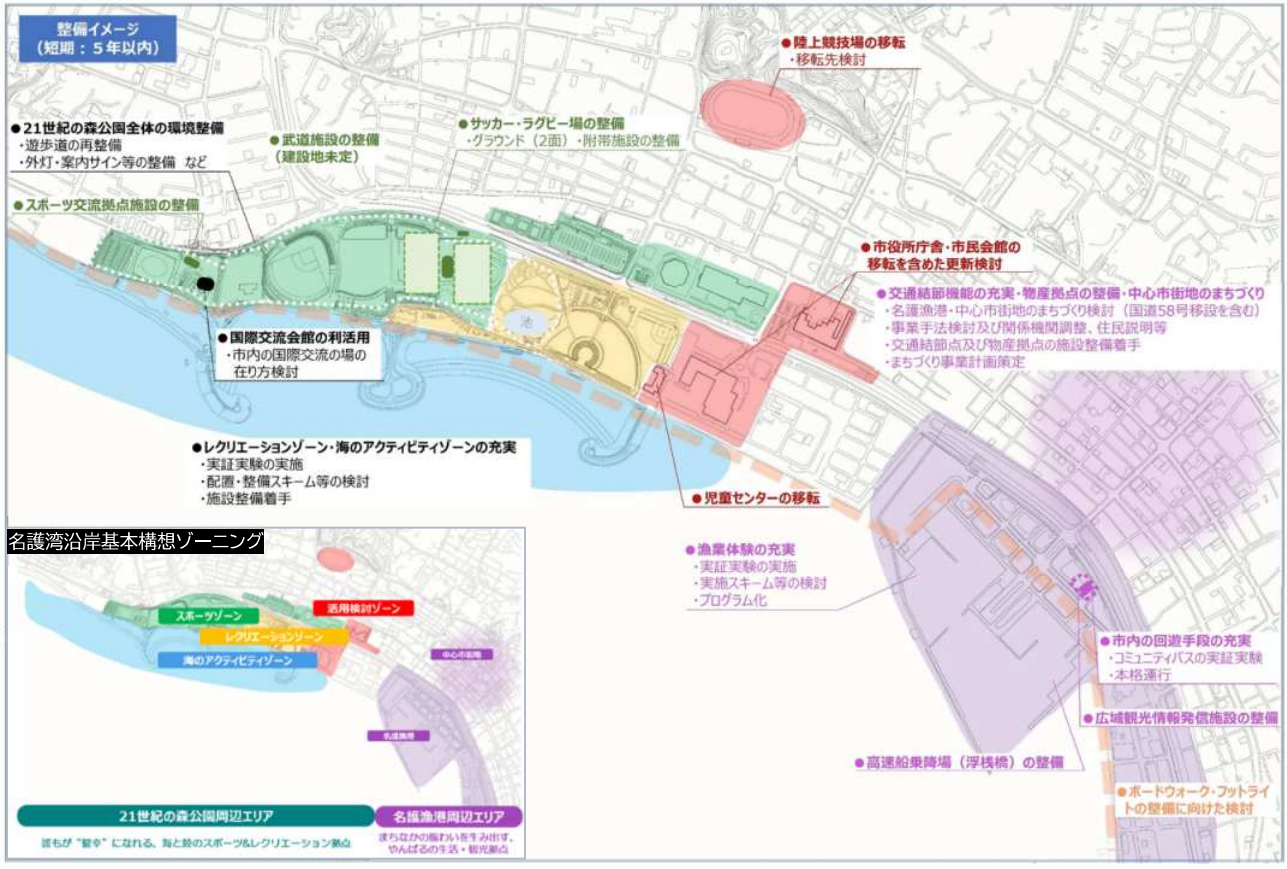


図　名護湾沿岸整備計画（短期）

資料：名護湾沿岸基本計画（R3.3）

■名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画

	基本方針	分野別方針
関連する主な方針	基本方針1【都市構造】 基本方針2【産業･観光】 基本方針3【安全安心】	土地利用 道路･交通 景観形成 安全安心

■ 名護漁港を中心とする「名護漁港周辺エリア」については、「まちなかの賑わいを生み出す、やんばるの生活・観光拠点」をコンセプトとし、長期的なまちづくりを見据えて、既存の公共施設の機能配置や、中心市街地のまちづくりについて検討しています。

■ 令和４年３月に策定した「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」では、エリアのブランドを「誰もがなごやかに過ごせる、『あけみおのまち・名護』の拠点～ニライカナイから豊穣をもたらす青々とした水の流れのように、未来に向けて発展していくまち～」とし、暮らす人と訪れる人の両面から拠点整備を進めます。

＜主な事業内容＞

- 名護中心市街地再開発事業
- 名護市総合交通ターミナル整備事業
- まちなかウォーカブル推進事業　など

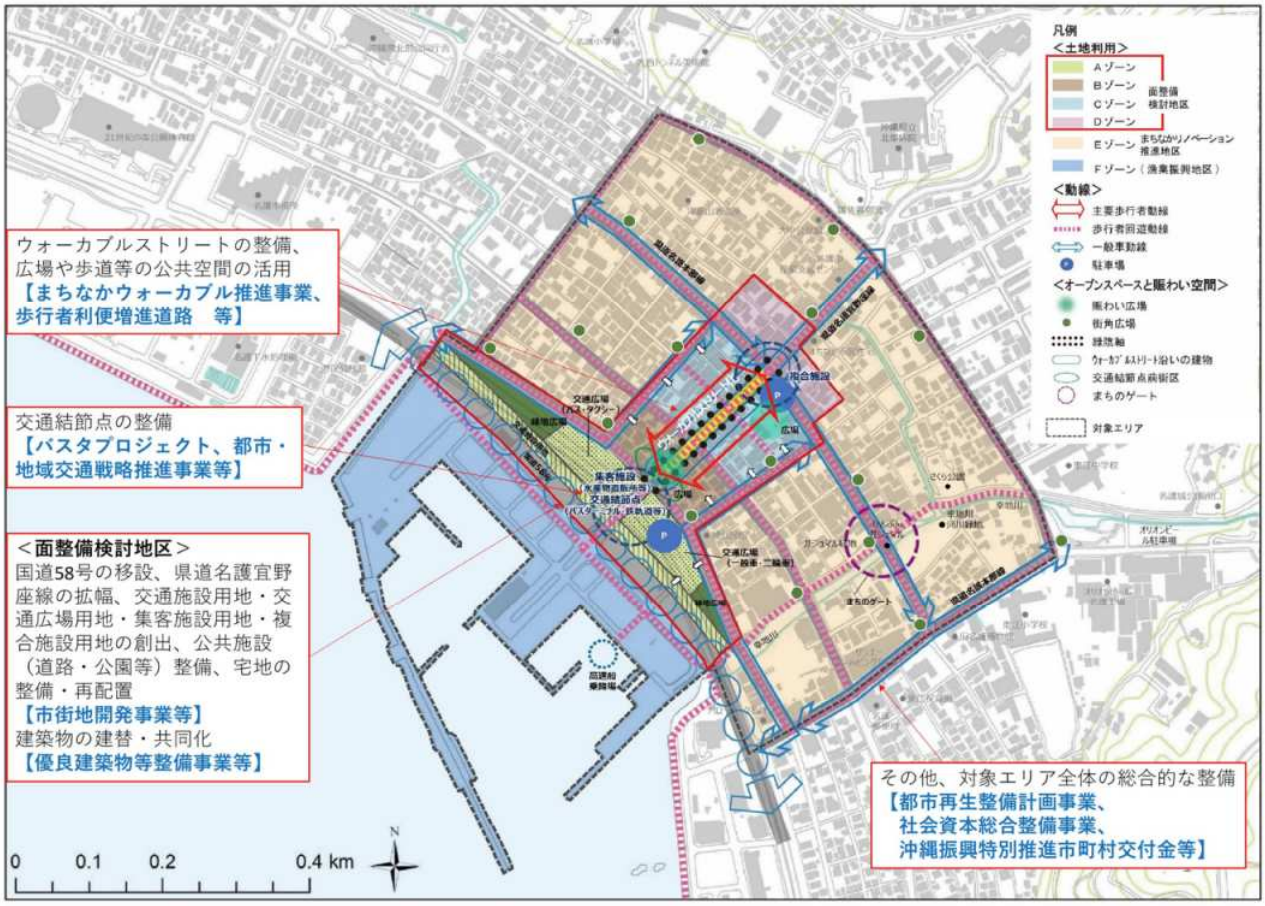


図　名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）における活用事業手法や制度の想定

資料：名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（R4.3）

■21 世紀の森公園周辺エリア活用推進事業

関連する主な方針	基本方針	分野別方針
	基本方針1【都市構造】 基本方針2【産業・観光】	水とみどり 景観形成

■ 21 世紀の森公園周辺エリアが魅力的な場となるように、「レクリエーションゾーン」及び「海のアクティビティゾーン」において、トライアル・サウンディング等の実施を踏まえ、市民や来訪者のニーズに沿った公園づくりのため、官民連携したＰ-ＰＦＩの導入による整備を実施します。

- 名護湾沿岸の魅力を高め、市民と来訪者の憩いの場として活用することで、まちの賑わいを生み出し、市民の暮らしの魅力向上や来訪者の滞在を促進
- 『誰もが健幸になれる、海と陸のスポーツ&レクリエーションゾーンの拠点』をコンセプトに、同エリア内の野球場やサッカー・ラグビー場の整備が進む「スポーツゾーン」の整備と並行して実施
- 民間事業者に公園を暫定的に利用してもらうトライアル・サウンディングの実施により、本公園内の市場性の確認、市民ニーズや課題の把握、官民連携機運の醸成

＜主な事業内容＞

- 21 世紀の森公園周辺エリア大型遊具整備事業
- 21 世紀の森サッカー･ラグビー場･園路整備　等



図　令和３年度 トライアル・サウンディングの実施状況

資料：市提供資料

1－2 瀬喜田地域

■ワーケーション拠点施設整備事業

	基本方針	分野別方針
関連する主な方針	基本方針1【都市構造】 基本方針2【産業・観光】 基本方針5【地域コミュニティ】	水とみどり 景観形成

■ 名護市を代表する観光・レクリエーションエリアに新しい観光需要の取込みや企業誘致を促進するため、コワーキングスペースやサテライトオフィス機能等を有したワーケーションの拠点施設を整備します。



図　ワーケーション施設の整備イメージ

資料：市提供資料

1－3 屋部地域

■名護市農水産物供給強化拠点施設整備事業

	基本方針	分野別方針
関連する主な方針	基本方針1【都市構造】 基本方針2【産業･観光】 基本方針5【地域コミュニティ】	土地利用

■ 本土から遠隔に位置し、台風被害等の影響を受けやすい名護市において、農水産物の物流上の効率性・経済性の向上、安定的な出荷に向けた環境構築等を図るため、冷凍冷蔵施設・植物工場を整備します。



図　名護市農水産物供給強化拠点施設イメージ

資料：市提供資料

※上記はイメージであり、今後変更となる可能性もあります。

1－4 羽地地域

■田井等公園整備事業

	基本方針	分野別方針
関連する主な方針	基本方針1【都市構造】 基本方針2【産業・観光】 基本方針5【地域コミュニティ】	水とみどり 景観形成

■ 田井等公園は、名護市街地北側の羽地地域に位置しています。羽地地域には、レクリエーションやスポーツ大会・屋内スポーツに対応する公園が無い状況である事から、周辺の豊かな自然環境との共生を計りながら、地域住民の憩いの場や各種スポーツ大会の場を創設し、地域住民の交流や地区の活性化に資する公園として、平成 14 年度から整備を推進しています。

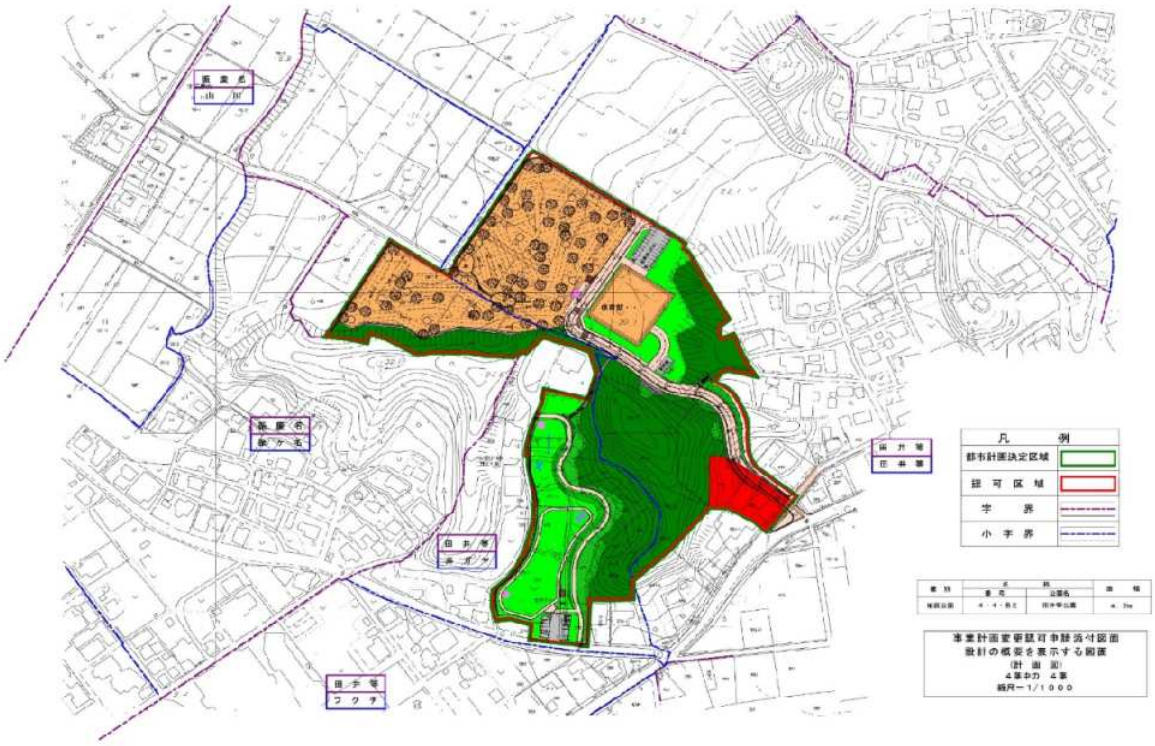


図　田井等公園の整備イメージ

資料：市提供資料

※上記はイメージであり、今後変更となる可能性もあります。

1－5 屋我地地域

■国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用

関連する主な方針	基本方針	分野別方針
	基本方針1【都市構造】 基本方針5【地域コミュニティ】	土地利用 水とみどり 景観形成 福祉のまちづくり

■ 名護市の屋我地島に立地する国立療養所沖縄愛楽園（以下、「沖縄愛楽園」という）では、現在入所者の高齢化が進み、入所者が少なくなる中で、新たな入所者に対する保険・医療等のサービス水準の低下等が懸念されています。また、居住施設等が一部で未利用状況となっており、将来的には、その有効利用も課題となっています。そのため、沖縄愛楽園の管理者、入所者及び地域住民の意見を取り入れつつ、「国立療養所沖縄愛楽園将来構想」や「国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用基本計画」を踏まえ、土地等の利活用を進めていきます。



図　将来土地利用ゾーニングイメージ

資料：国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用基本計画（H31.3）

１－６ 東海岸地域

■二見以北交流機能強化推進事業

	基本方針	分野別方針
関連する主な方針	基本方針1【都市構造】	土地利用
	基本方針2【産業･観光】	水とみどり
	基本方針5【地域コミュニティ】	景観形成

■　二見以北交流拠点施設（わんさか大浦パーク）において、現在の施設を改修し物産販売コーナーの拡充やレイアウト変更、また、カフェや多目的室、屋外シャワー室を新設し機能強化を図ります。







図　わんさか大浦パーク機能強化イメージ

資料：市提供資料

1－7 久辺地域

■辺野古漁港多目的広場整備事業

	基本方針	分野別方針
関連する主な方針	基本方針1【都市構造】 基本方針4【安全安心】 基本方針5【地域コミュニティ】	水とみどり 安全安心

■ 地域住民の生活環境の向上及び地域コミュニティの醸成を図るため、地域住民の憩いの場、地域の風習やレクリエーションを行う場として漁港多目的広場を整備します。また、広場までの連絡道路を整備し、交通安全の向上を図ります。



図　辺野古漁港多目的広場整備イメージ

資料：市提供資料